

今後の検討の進め方

令和6年1月29日
事務局

目次

1 これまでの主な意見

2 今後の検討の進め方

(1) 中古端末を含む端末市場の更なる活性化のための対策

- ・ ネットワーク利用制限
- ・ 端末の下取りサービス
- ・ 不良在庫端末特例
- ・ ミリ波対応端末

(2) 競争を一層促進させるための実効性の高い対策

- ・ 指定対象事業者の見直し

(3) その他モバイル市場の競争促進に資する対策

目次

1 これまでの主な意見

2 今後の検討の進め方

(1) 中古端末を含む端末市場の更なる活性化のための対策

- ・ ネットワーク利用制限
- ・ 端末の下取りサービス
- ・ 不良在庫端末特例
- ・ ミリ波対応端末

(2) 競争を一層促進させるための実効性の高い対策

- ・ 指定対象事業者の見直し

(3) その他モバイル市場の競争促進に資する対策

0 総論

構成員の主な御意見

- 携帯電話料金は、単に低廉化すればよいものではなく、設備投資等を踏まえた適切な水準であることが重要。【第48回 大橋構成員】
- 通信トラフィックが急増している中、現状の通信品質を維持・向上させていくには、価格が必ずしも下がるわけではないため、総務省が発表したモバイル市場競争促進プランにおける納得感のある料金とは、良質なサービスが提供される競争環境を前提とした、中長期的な視点に立った検討を踏まえることが求められる。【第48回 大橋構成員】
- 市場が向かうべき将来像を明確にすることが必要という意見は重要。特に料金は、高品質・高価格から低品質・低価格といった幅広い選択肢があること、端末は最新の高機能端末から、中・低機能の廉価端末、そして中古端末といった幅広い選択肢があることが重要。【第49回 北構成員】
- 3MNOの寡占状態を打破するために、楽天モバイルやMVNOの振興が必要という基本的な考え方でこれまでやってきたが、世界を見渡すと5Gへの投資負担を軽減するために、例えばアメリカ、イギリスでは、MNOが4者から3者に収れんし、規制当局もそれを容認する方向にあり、アジア各国でも、MNOの数が減少する傾向にある。各国置かれている状況は異なるが、これから我が国は、どのような競争環境を目指していくのかといった議論をこのタイミングで改めて行う必要があるのではないか。【第49回 北構成員】

事業者の主な御意見

- 5Gはデジタル田園都市国家構想の実現に不可欠な重要なデジタル基盤。ビジネスや日常生活に革新をもたらし、日本の経済成長を支える5G普及は重要。【第49回 KDDI】
- 電気通信事業法改正以降の様々な取組により、問題とされた課題等の解消に一定の成果。【第49回 KDDI】
- 電気通信事業法改正以降の様々な取組によりブランド・キャリア移行障壁は撤廃済み。【第49回 SB】
- 2019年の改正電気通信事業法の施行後、各種取組が進められたことや2020年4月の楽天モバイルによる携帯キャリア事業への本格参入により、事業者間の競争が促進し、利用者が自らのニーズに合った事業者や料金プランを選択しやすい環境が整備されてきた。【第49回 楽天モバイル】
- 競争・市場ルールの検討に際しては、海外比較などを通じて日本市場の現状を把握し、向かうべき将来像を明確にすることが必要。例えば、料金は高品質・高価格のものから低品質・低価格といった幅広い選択肢があること、ネットワークは高品質なカバレッジ・通信速度が提供されていること、端末は最新端末・テクノロジーの普及が先進諸外国と同等以上に普及していることが考えられる。【第49回 SB】
- 望ましい競争状態は、各社が切磋琢磨し、お客様に対してより魅力的なサービスを提供している状態だと考える。その結果、マーケットシェアが大きく変わることもあれば、各社がそろったような、似たような魅力的なサービスを出せば、結果的にマーケットシェアが変わらないこともあるため、マーケットシェアのみをもって競争状態を判断するべきではない。【第49回 SB】
- 2023年12月27日施行の新たなルール（割引上限見直し等）による端末市場の変化について注視が必要。【第49回 KDDI】
- 2023年12月27日施行のルール改正により、転売といったような問題が解消される一方で、端末売価は上昇し、端末販売数の減少が想定され、新しいテクノロジーの普及の進展が遅れや、代理店の経営悪化が生じる懸念がある。【第49回 SB】
- 端末と新しいサービスはひもづいているので、端末の売行きが鈍ってくると、今後何か新しいサービスが出たときに、日本が先進諸外国に対してそういったサービスの進展・普及というのが遅れていくような状態になるおそれがあり、それはよくないと考える。【第49回 SB】
- 総務省が公表したモバイル市場競争促進プランの取組が促進されることにより、MNOとMVNOのイコールフットイングが確保され、モバイル市場全体がより一層料金・サービス本位の公正な競争環境へ整備されることに期待。【第49回 MVNO委員会】
- 「公平な競争環境の整備」の推進に加え、日本が世界に後れを取らないようデジタル基盤である情報通信分野の発展にも配慮した制度設計を検討してほしい。【第50回 CIAJ】

1 中古端末を含む端末市場の更なる活性化のための対策

(1) ネットワーク利用制限

構成員の主な御意見

- ネットワーク利用制限の廃止又は緩和（いわゆる赤ロム問題）を検討してはどうか。【第48回 北構成員】
- ネットワーク利用制限は非常に深刻な問題。中古端末購入者にとって非常に危険な場合がある。避ける方法をキャリアに真剣に考えていただき、責任のない中古端末購入者にこういう目に遭わせないような仕組みをぜひ考えていただきたい。【第50回 長田構成員】
- ネットワーク利用制限を撤廃すべきというRMJの提案は大きな課題と認識した。債務不履行については、割賦契約を締結した時点で所有権が利用者に移転しているので、ネットワーク利用制限をかけるべきではないと思っている。【第50回 北構成員】
- 盗難・犯罪行為への対応、不正契約への対応として、件数がどのぐらいあり増減しているのか、また、ネットワーク利用制限後でも他キャリアで使用可能であり、海外に転売しても使用可能であるが、SIMロックが原則禁止になった今でも効果があるのか等の実態を把握すべき。【第50回 北構成員】
- ネットワーク利用制限について、債務不履行を理由とするというのは、少なくとも民法上の契約理論からいったら合理的な根拠がないと思っている。契約の第三者効というものは特には認められておらず、このような観点から、この債務不履行を理由としたネットワーク利用制限は、場合によっては不正な行為として受け止められる可能性も高いと思う。【第50回 新美主査】
- ネットワーク利用制限はひどい状況になっていると再認識した。中古端末が普及して、より顕在化している状況にあるのではないか。債務不履行の抑止効果がどのぐらい期待できるのか、既に手放した端末についてネットワーク利用制限がかかるということは、残債がある、債務不履行に陥っている人にとっては何の痛みもないため、スマホの購入者と販売店の両方にとって理不尽な負担になるだけであり、ネットワーク利用制限は廃止を目指して検討していくことが必要ではないか。その上で、ネットワーク利用制限を導入しなければ回避できない課題が残っているのかという観点でキャリアに議論いただき、その手だては別途検討することが望ましいのではないか。【第50回 大谷構成員】
- ネットワーク利用制限の対象になる可能性がある「▲」の端末については、それを販売価格に反映させている場合、購入者はそのようなリスクがあることを認識した上で購入しているとも考えられ、善意の第三者といえるのか疑問に感じると思った【第50回 関口構成員】

事業者の主な御意見

- ネットワーク利用制限の見直しは中古端末業界の最重要課題であり、中古端末市場発展に対する大きな阻害要因になっており、特に分割支払（割賦販売）契約が問題。2022年度では、ネットワーク利用制限により、通信料金を支払っている第三者が通信できなく事例が約7000件確認されており、2023年度は2022年度を上回るペース。ネットワーク利用制限により、査定額が減額・買取り拒否されたり、突然通信使用不可になるため、消費者に大きな不利益が生じており、ネットワーク利用制限は廃止すべき。【第50回 RMJ】

(2) 端末の下取りサービス

構成員の主な御意見

- キャリア 4 者の端末下取りサービスは査定額がいくらになってもキャンセルできない規約となっており、考え直していただきたい。【第49回 西村（真）構成員】
- （下取りサービスが査定額いくらになってもキャンセルできない規約としていることは）事実であれば、下取りの自由を事実上奪う契約となっており、早急に是正する必要があるのではないか。【第49回 新美主査】
- 査定額に納得がいけない場合の流れとしては、RMJの回答（キャンセル可能）が納得できる。【第50回 西村（真）構成員】

事業者の主な御意見

- （端末下取りを郵送で行った場合、査定額に納得いかない際にキャンセル可能かとの質問に対し、）その辺りが分からないまま郵送されて、キャンセルできないのは問題だというようなことも、課題として認識しているが、キャリアにより定められたルールに基づいてオペレーションをしており、販売代理店独自の判断では一切、何らの動きもできていないので、キャリアと相談の上、対応していかざるを得ない。【第50回 全携協】
- （端末下取りを郵送で行った場合、査定額に納得いかない際にキャンセル可能かとの質問に対し、）インターネット等で簡易的に査定金額が表示されるような仕組みにしており、お客様があらかじめ自分の端末状態から参考価格を確認の上、郵送してもらっている。その上で、端末の査定結果を改めてお客様へ通知する。この段階で、インターネット上に表示された事前価格と同一であれば、手続は進み、仮に査定結果、事前価格と一致しなかった場合は、その旨事前に知らせた上で、お客様の同意があれば減額した査定額で買い取りし、同意いただけない場合はキャンセルとして、端末を返送する段取りをしている。【第50回 RMJ】

(3) 不良在庫端末特例の見直し

構成員の主な御意見

- いわゆる白ロム割を規制対象としたことで、型落ち端末の価格調整が難しくなるという課題がある。【第50回 北構成員】

事業者の主な御意見

- 新ルールにより白ロム割を規制に加えることにより、製造終了した端末は最終調達価格が下がらず、対照価格も下がらないため、経年の市場価値低下を踏まえた不良在庫基準への見直しが必要ではないか。例えば、最終調達日から24か月経過した場合には、1円まで値引き可能というシンプルなルールがよいと考えている。【第50回 全携協】
- 廉価端末の定義を対照価格4万円（税抜）以下の端末にしてはどうか。【第50回 全携協】

(4) ミリ波対応端末

構成員の主な御意見

- ミリ波対応端末の割引上限（上限2万円から4万円）の緩和を検討してはどうか。【第48回 北構成員】
- ミリ波端末の割引上限緩和を実施する場合、割引を誰が負担をするのかについて議論をしていくべき。通信と端末の分離は、我々が求めてきたことでもあり、ミリ波端末が広まらないとミリ波のサービスが広まらないという、鶏と卵の関係の紹介もあったが、ミリ波を必要としない人からもミリ波端末の値引きを負担させることが良いのかを検討する必要がある。【第48回 長田構成員】
- 一般の企業、例えば自動車産業では技術開発の資金をどこから求めるかという、従来の車の値段に価格転嫁する必要がある。ミリ波対応端末の緩和について、通信事業に関しても、サービスと端末の分離は主要命題であるが、通信システム全体として考えたとき、あるいは技術進化を考えた場合に、どこまで一般の消費者が負担するのか議論する必要がある。【第48回 新美主査】
- ミリ波や5Gの普及のために何らかの産業政策を実現しようというのは理解できる。そういう産業政策については原則、競争中立であるべきと思っているので、必要な段階でMVNOを含めて競争事業者の意見を伺いたい。【第50回 佐藤構成員】
- ミリ波対応端末の割引上限緩和に関する費用の負担者に関して、例えばガソリンを補助する場合には、車保有者にメリットがあるが非保有者はメリットがなく、かつ非保有者も補填の財源である税金を支払っており、また、ガソリンを多く消費する車を保有する比較的裕福な者がより多くの便益を得ており、このようなこともあり得る。【第50回 佐藤構成員】
- ミリ波端末の普及支援が社会的に受容される施策になるためには、利用者だけではなく社会全体に長期的によい影響があるということが考えられるのであれば、時期に応じて必要な施策として段階的に講じていくというのもあり得るのではないかと。突破口になる施策として、端末を身近に感じる施策はあってもいいのではないかと。ただし、市場をゆがめたり、特定の利用者に対して負担をかけたりというようなものにならないようにしてほしい。【第50回 大谷構成員】
- 過去、この検討会での報告書でも、高額な端末について、同様の指摘があり、本来端末について、自由に売られるというのが原則であるものの、公正な競争が担保されていない現状においては割引上限が必要であり、サービスの品質がいいということをしっかり消費者に訴求することによってそこを解消してほしいと指摘していたのではないかと。【第50回 大橋構成員】
- ミリ波は鶏と卵の関係であり、魅力的なサービスが出てこないから契約しない、対応端末も買ってくれないという悪循環が起きているのをどう打破するかということで、端末割引上限の緩和も一つの候補であると思う。一方、端末割引に頼るのではなく、安いミリ波端末を作ることとはできないのかとも思う。【第50回 相田主査代理】
- 各キャリアのミリ波対応エリアは少ない。ミリ波割引上限の緩和を実施するにしても、ミリ波がどのくらい異なるのか体験できるような環境整備すべきだと思う。【第50回 関口構成員】

事業者の主な御意見①

- 5Gの特徴を生かせるミリ波対応端末の普及促進のため、ミリ波対応端末の割引額上限4万円を見直し、50%や更なる割引きを行うべきではないか。【第50回 CIAJ】
- 周波数資源の有効な活用という視点以外にも、電気通信事業が健全に発展するためにも、ミリ波などの真の5Gのポテンシャルを発揮することが可能な最先端技術に対応する端末の普及促進は必要不可欠であるが、ミリ波対応端末は全体の約4.2%（2022年）、約4.5%（2023年）に留まっており、Sub6のみに対応した5G端末が全体の約88%を占めていることに比べ、その普及が順調な状況とは言い難い。【第50回 クアルコムジャパン】
- ミリ波対応端末のラインナップは横ばいの状況。特に高価格帯端末に偏在。最先端の技術が搭載された端末について、消費者にとっての選択肢が限定的となっている。【第50回 クアルコムジャパン】
- トラフィックの需要が毎年著しく伸びていく一方で、それを賄う周波数には限りがあり、ミリ波を有効に活用していくことが今後の市場の成長には必要不可欠。米国での事例では、2026年にはトラフィックがsub6のキャパシティを超えるため、ミリ波でカバーしていくことが必須。【第50回 クアルコムジャパン】
- 端末市場の更なる活性化及び競争の一層の促進を図る対策として、恒久的な措置でなくてよいので、ミリ波対応端末への割引上限規制の更なる緩和を図ることを検討いただきたい。【第50回 クアルコムジャパン】
- 端末の出荷台数は大幅に減少傾向。5G普及のため、中古、新品端末ともに5G端末の流動性を上げることが重要であり、将来的にはミリ波端末の普及拡大も課題。【第49回 KDDI】
- ミリ波の本格普及は2020年代後半からだと考えているので、2020年代後半にはミリ波端末を何かてこ入れすることは将来的な課題としてはあるのではないかと考えている。【第49回 KDDI】

事業者の主な御意見②

- (ミリ波端末についてどう考えているかとの質問に対し、) ミリ波に対応することによって、スピードが出るという特性もあるが、まずは、どのような使われ方をするのか、多様な使われ方が出てくるのかというところが優先的に確保されるべきだと考えている。他方で、端末普及の促進について積極的に反対することはなく、必要に応じて双方において措置を講じていくのがよいと考えている。【第49回 ドコモ】
- (ミリ波端末についてどう考えているかとの質問に対し、) 卵か鶏かというのは難しい問題であり、基本的には、端末の普及と、エリア展開性、コンテンツなりサービスとが三位一体で進む必要があり、どれが一番最初なのかというのはなかなか難しい。端末の普及と、採用する周波数、これはメーカーの戦略とかいろいろな複雑な要素が絡まっているが、うまく前倒しに進むとよいと考えている。ただ、5Gの端末が高機能化しているというのは一般的な傾向であり、ハイエンド端末についての高機能化というのは1つ大きな課題。【第49回 KDDI】
- (ミリ波端末についてどう考えているかとの質問に対し、) 端末、サービス、ネットワークは鶏と卵の関係なので、何かいい解決策があるわけではないが、今後の端末が新しいテクノロジーを搭載したもののほうがより高価格化していくことはまず間違いないと考えており、高価格の端末、新しい機能を持ったものが海外と比較して極端に普及が遅れるということは避けなければいけないと考えている。一方で、特定の機能を持ったものに対してだけ値引きの上限を緩めると、制度が複雑になることやその特定の機能は誰がどうやって決めてどの程度まで緩和するのか等、いろいろ複雑化してくる点が懸念事項。できればルールは簡素なほうがよいと考えている。【第49回 SB】
- (ミリ波対応端末の割引上限見直しについてどう考えているかとの質問に対し、) ミリ波端末の普及に対し一定の効果があると考えられるが、インフラ整備やユースケースの創出と合わせて議論していくことが重要と考える。【第50回追加質問への回答 楽天モバイル】
- (ミリ波対応端末の割引上限見直しについてどう考えているかとの質問に対し、) 電気通信事業法施行規則の改正により、割引上限額が原則4万円へ見直されたものの、「通信料金と端末代金の完全分離という改正法の考え方を維持することが適当である」との基本的な考え方に変更はないものと認識しているが、規律見直しの直後から、一部MNOにより、新たな端末購入プログラムと組み合わせた条件等で端末の安値販売(例：月額1円×12カ月 ※1年後買取りが条件)が開始される等、端末代金の値引き等の誘引に頼った競争が根絶されていない状況であることを踏まえると、現状においても通信料金収入を原資とした端末割引による顧客獲得競争が継続しており、料金・サービス本位での競争が不十分な状況であると考え。このため、仮にミリ波対応端末に限定した場合であっても、端末の割引上限額を拡大した場合、モバイル市場の競争に与える影響は小さくないと考える。また、ミリ波の周波数特性等から利用可能なエリアや施設等は限定的であると想定されること、仮に全利用者の通信料金収入を原資とする場合には、便益を享受する対象が、一部のミリ波対応端末の利用者に集中する等、不公平が生じることも懸念。以上を踏まえ、公正な競争環境の確保および、利用者間の公平性の確保の観点から、ミリ波対応の有無に関わらず、端末の割引上限額については現行の規律を維持すべきと考える。【第50回追加質問への回答 MVNO委員会】

(5) その他

構成員の主な御意見

- 中古端末を含む端末市場の更なる活性化のための対策について、次の点を検討してはどうか。【第48回北構成員】
 - ・ いわゆる「たんすスマホ」の市場流通
 - ・ 端末メーカー以外の第三者による正規修理の拡大（近場で安く早く端末が修理できる、バッテリーが交換できる環境づくり）
 - ・ 端末早期買換えプログラムの充実（キャリアが下取りした良質の端末の多くが海外への転売ではなく国内に還流されるようになること。）
- 端末購入サポートプログラムと下取りサービスを混同・誤解するケースがあるため、販売現場でよく説明いただきたい。【第49回 西村（真）構成員】
- 中古端末購入時に中古端末が非常時ローミングに対応しているか等の機能を購入者が確認するのは困難であるため、中古端末がどのような機能を有しているのかを購入者がわかるように表示してほしい。【第48回 相田主査代理】
- 端末の買取基準について、各社異なる基準ではなく、安心して中古品として取り扱えるように、RMJの基準などを参考にしながら、同様の取組をするのがよいのではないか。【第49回 長田構成員】

事業者の主な御意見

- ユーザー目線での性能（CPU・GPU性能、メモリ容量、電池持ち、電池の経年劣化など）を日本市場で統一し、販売時に指標開示を義務付けるべきではないか。【第50回 CIAJ】
- SIMフリー端末の普及促進が必要ではないか。【第50回 CIAJ】
- 中古端末市場の健全な発展に向け、Certified品のラインナップ拡充、Certified品の流通経路拡大が必要であり、そのためには、中古修理部品、アップデート等の端末メーカー負担の解消の仕組みを今後検討する必要があるのではないか。【第50回 CIAJ】

2 競争を一層促進させるための実効性の高い対策

(1) 指定対象事業者の見直し

構成員の主な意見①

- (楽天モバイルの第27条の3の規律基準を緩和しチャレンジな取組を行いたいとの提案について) 電波状況を自分が暮らしている生活圈や出かけた先でお試しで確かめられるということは、ユーザーにとってはとても魅力的なことだと考える。楽天モバイルが規律対象外になった場合、禁止事項を全部やるという宣言ではないと思うが、お試し施策の実施がユーザーとしては納得がいく。【第49回 長田構成員】
- (楽天モバイルの第27条の3の規律基準を緩和しチャレンジな取組を行いたいとの提案について) 電気通信事業法第27条の3等の規律対象としてMVNOの基準をシェア4%以上に緩和したが、MNOについては議論しなかった。楽天モバイルからのMNO・MVNO問わずシェア10%以上に緩和してほしいという要望は一考の価値はある。他方、これによって楽天モバイルが新規獲得に向けて、お試し施策、SIMのみ新規キャッシュバック2万円以上等が可能になるが、一方で、楽天モバイルは過度な端末値引販売や期間拘束などのスイッチングコスト高めるような施策はしないと言っているところ、これをどのように担保するのか検討する必要がある。【第49回 北構成員】
- (楽天モバイルの第27条の3の規律基準を緩和しチャレンジな取組を行いたいとの提案について) 27条の3の規律の目的は過度な端末割引を防止する、端末の大幅な値引きで顧客を誘引するような競争を排除することであり、通信収入から端末への大きな補助を制限するというのが狙いであった。その意味では、楽天モバイルの提案については、規律の趣旨に反して端末割引しないということなので、どのように担保するかというような議論になる。新規事業者として挑戦的な関係性で競争したいという認識であれば、理解できる提案。一定の顧客基盤を獲得する間と考えているので、それがあ程度のシェアを取るまでなのか議論が必要。モバイル市場の寡占的な状況が継続していることを踏まえて競争を一層促進させるための対策として捉えることができている。【第49回 佐藤構成員】
- (楽天モバイルの第27条の3の規律基準を緩和しチャレンジな取組を行いたいとの提案について) 初期契約解除制度という、8日以内の無条件の契約がなかったことのできる制度が既にある中で、そういう制度ではなく新たに何か必要なのか議論が必要。【第49回 関口構成員】

構成員の主な御意見②

- 移動体通信は、第二種指定電気通信設備の34条と禁止行為の対象指定の30条といった2段階で非対称規制が用いられている。34条は、電波の有限性等からの新規参入困難、寡占的市場といった諸点を前提に、それへの接続に係る交渉上の優位性を捉まえて、接続約款等に基づく接続条件の公平性などが求められてきたものであり、30条は、指定された事業者の中から、更に営業収益シェアで指定された事業者に対する事前の禁止行為というのを定めている。30条の指定のための基本的考え方は公表されているところ、特に30条の議論のときは、移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者という表現もされており、さらに、シェアのみならず総合的な事業能力というようなことで、様々な点を考慮した上で、端的に小売レベルでの公正な競争に焦点を当てていっている。ただ、しかしながら、平成24年に4分の1から10分の1に第二種指定の基準が変更された際、独占禁止法上の考え方も参考にされていたため、究極的にはこの34条、30条、同じようなことを目指しているというふうにも言えるかもしれないが、シェアに関して言及を今後行う場合、今後の技術的進展で、指定電気通信設備に基づいている現行規制の在り方にも波及する可能性もあるので、また、時間的経過での変化もあるので、27条の3がどの文脈でどのようにシェアを議論するか、過去の状況も整理して丁寧に行う必要があると考えている。【第49回 西村（暢）構成員】
- シェアという場合、その計算のための市場という範囲の特定が求められている。接続規制を趣旨とする第二種指定電気通信設備の指定に関する枠組みで捉えられるのか、法律の趣旨との関係で留意が必要。市場ルールを考えるに当たっては、明確な通信市場のビジョン、特にどこの市場を見て議論すべきか、先ほど競争とは一体どういったものかを意識しなければならないと考えている。【第49回 西村（暢）構成員】

事業者の主な御意見

- 未だ高額な旧プランに多くの利用者が残留する中、新規参入事業者の通信サービスへの乗換えには不安があり、きっかけがないと試せない利用者に向けて施策を検討するも、27条の3の規律が障壁となり効果的な施策が打てない。【第49回 楽天モバイル】
- 3MNOのシェアは9割超で、寡占は未だに継続している。【第49回 楽天モバイル】
- 27条の3の規律対象について、MNO・MVNOを区別せず、公正競争の促進を目的とする第二種指定電気通信設備制度を参考に基準を10%に設定するなど、チャレンジングな施策により利用者が新規参入事業者の通信サービスを気軽に体験できる環境を実現することで競争を活発化すべき。規律緩和後は、新規顧客獲得に向けて当社の通信サービスを試していただくための施策を実施し、過去にモバイル市場で問題視されたような第27条の3の趣旨にそぐわない施策は実施しない方針。【第49回 楽天モバイル】
- 2012年に、情報通信審議会の答申を受け、第二種指定電気通信設備制度の指定の基準値を10%に引き下げた際も、シェアが低いMNOについては、規制の対象外とした場合でも公正競争を阻害するとは考えにくいと示されている。また、市場における各企業のシェアが持つ意味合いに注目し、市場シェアの目標値を定めた「クープマンの目標値」によれば、第二種指定事業者相当（シェア10%以上）を対象とした場合でも、市場認知シェア（10.9%）下回る。【第49回 楽天モバイル】
- 競争促進と利用者による日々の豊かな生活の早期実現のためにも、新規契約者向けの柔軟な施策を2024年秋頃より実施できるように検討いただきたい。【第49回 楽天モバイル】
- 2023年12月27日施行の見直し後ルール（割引上限見直し等）による端末の転売抑止効果や流動性への影響等当面は状況を注視することが必要。今回の見直しの一つに「規律対象となる事業者範囲の見直し」があるが一部の事業者を指定対象外としたことによる競争環境に与える影響を見極めるべき。【第49回 KDDI】

(2) その他

構成員の主な御意見

- 通信サービスと非通信サービス（特に金融系とのバンドルプラン）によるキャリア経済圏競争が市場に与える影響分析（ロックイン効果が強いため、キャリア間の流動性が下がる可能性）を検討してはどうか。【第48回 北構成員】

事業者の主な御意見

- MNPワンストップは、MVNOは2社の導入に留まり、事業者数拡大が望ましい。【第49回 ドコモ・SB】
- ユーザー目線での性能（実効速度 遅延、Sub6 ミリ波の地域毎の利用可否など）を公正な機関で比較可能な形で販売時にユーザーに開示する仕組みが必要ではないか。【第50回 CIAJ】
- モバイルネットワーク仕様の共通化や情報通信インフラの国内投資促進が必要ではないか。【第50回 CIAJ】
- MNO3者は別会社であったサブブランドやグループ内MVNOを、MNO本体に吸収する動きが見られ、また MNO本体がMVNOと競合する廉価プランを投入するなど、市場競争は更に熾烈になっている。【第49回 MVNO委員会】
- MVNOとMNOのサブブランド・廉価プラン等との間では、近接した価格帯で市場競争をしている一方で、速度などの通信品質面では大きな差がある。MVNOがMNOと同等の通信品質を実現するためには、MNOから借りる回線容量を増強する必要がある一方で、接続料支払いも増加することから、更なる接続料の低減化を進めることが重要。【第49回 MVNO委員会】
- セルラーLPWAに関する卸役務提供の実態、卸料金水準の適正性等について検証することを要望。【第49回 MVNO委員会】
- MNO-MVNO間の協議状況や国際標準化の動向を注視しつつ、国際標準化策定の関係者に対し、5G（SA方式）機能開放の検討状況や見込み時期等をヒアリングする等、協議推進に向けた取組を要望。【第49回 MVNO委員会】
- MVNO が公正な競争環境のもとで事業展開や市場競争を行っていくためには、二種指定事業者のうち、特に交渉力が極めて高い事業者として、現行のNTTドコモに加え、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンクの3社に対し禁止行為規制を早期に適用することが必要。【第49回 MVNO委員会】
- 5G（SA方式）時代において、MNOによる積極的な機能開放を促すための制度化やMVNOが金銭を対価にMNO設備の共用に参加できる枠組み（RANシェアリングによるフルVMNO等）の早期実現が必要。【第49回 MVNO委員会】
- 新規契約数やMNP数と機種変更数とのバランスを定点観測すべきであり、「機種変更」・「SIMのみ新規」の件数も報告義務に加えるべきではないか。【第50回 全携協】

3 その他モバイル市場の競争促進に資する対策

構成員の主な御意見

- 乗り換えるつもりがない理由に関して、料金プランを見直すことにより、どれだけ料金が安くなるかを振り返っていない人が非常に多いのではないか。料金プランが適切かどうかを見直すことを呼びかける、キャンペーンみたいなものを実施してはどうか。【第48回 相田主査代理】
- スwitching円滑化の努力で制度的には充実してきたが、M N P 自体を知らないという方が46.2%に上ることが象徴的であるように、利用できる仕組みが周知されていないために機会を逸失している利用者が存在していることに配慮が必要であり、周知の努力が必要。【第48回 大谷構成員】
- いわゆる据置き型wifiルーターが電気通信事業法第27条の3の指定役務の対象外になっており、第26条の3の初期契約解除でも対象外となっている。立法時はルーターの仕組みで販売しているサービスが少なかったと思うが、現在は各社がサービスを実施しているため、今の扱いで良いのか整理していただきたい。【第48回 西村（真）構成員】
- （モジュールを全て規律対象外とすべきとの意見について）同じ規律である必要はないマーケットかもしれないと基本的には考える。ただし、基本、事業者が優位な立場で早めに市場を押さえてしまうと、後発事業者が、例えばMVNOかもしれないが、同じ土俵で競争できないことがあり得るのか議論する必要がある。【第49回 佐藤構成員】
- （モジュールを全て規律対象外とすべきとの意見について）事務局で何が問題なのかを整理してほしい。【第49回 相田主査代理】
- 料金プランにどのような機能が含まれているか、含まれてないのかが分かりにくいので、料金プランの説明に当たって、こういうものが含まれているのか含まれてないのかを明記するようなガイドラインをつくっていただくのがよい。【第49回 相田主査代理】

事業者の主な御意見

- 様々なIoT デバイスがインターネットにつながり多様な用途での利用が広がる中、通信モジュールの機能によって、電気通信事業法第27条の3等の規律対象・対象外の判断が変わる仕組みは見直しが必要。【第49回 KDDI】
- 3G契約者の移行先事業者の選択肢を拡大・移行促進図り、公正な競争環境を整備することを目的して、3Gサービス非提供事業者においても通信料割引の実施を可能とする措置の追加が必要。【第49回 KDDI】
- （KDDIのモジュールを全て規律対象外とすべきとの意見について）コネクテッドカーは車に乗っているときだけといった場合、自由に使えるというよりは、あくまでも車に乗っているときだけ使えるというような用途が限定されているようなものになっているかと思うので、現行のガイドラインで十分にそういった解釈ができると考える。【第49回 MVNO委員会】

目次

1 これまでの主な意見

2 今後の検討の進め方

(1) 中古端末を含む端末市場の更なる活性化のための対策

- ・ ネットワーク利用制限
- ・ 端末の下取りサービス
- ・ 不良在庫端末特例
- ・ ミリ波対応端末

(2) 競争を一層促進させるための実効性の高い対策

- ・ 指定対象事業者の見直し

(3) その他モバイル市場の競争促進に資する対策

ネットワーク利用制限について

○ ネットワーク利用制限とは、次の条件に該当する端末について、キャリア側で通話や通信の利用を制限するものであり、キャリアの自主的な取組として実施。

- ① 債務不履行の端末
- ② 盗難等の犯罪行為で入手された端末
- ③ 不正契約で入手された端末
- ④ 補償サービスにより補償対象となった旧端末

ネットワーク利用制限の対象端末

	①債務不履行	②盗難等の犯罪行為	③不正契約	④補償サービス
ドコモ	代金債務（分割支払金や、端末割引に伴う違約金等の債務を含む）の履行がなされていない、またその恐れが高い携帯電話機	ドコモショップなどの販売店での窃盗（盗難）や詐欺などの犯罪行為により、不正に入手された携帯電話機	本人確認書類偽造や申込書の記載内容（お名前、住所、生年月日など）に虚偽の申告が含まれているなど、不正な契約により入手された携帯電話機	ケータイ補償サービスにより、補償対象となった旧携帯電話機
KDDI	代金債務（立替払などに係る債務を含む）の履行がなされていない携帯電話機	販売店での窃盗（盗難）や詐欺などの犯罪行為により、不正に入手された携帯電話機	本人確認書類偽造や申込書の記載内容（氏名、住所、生年月日など）に虚偽の申告が含まれているなど、不正な契約により入手された携帯電話機	交換用携帯電話機お届けサービスで回収、利用できないことになった携帯電話機
ソフトバンク	代金債務（立て替え払いによる分割支払金債務を含む）の履行がなされていない、またその恐れが高い場合	窃盗（盗難）や詐欺等の犯罪行為、その他法令に違反する行為（携帯電話不正利用防止法違反、文書偽造等）により不正に取得された場合	申込書の記入内容（氏名・住居・生年月日など）に虚偽の事項が含まれている場合 契約申込書に記入された連絡先に対し当社からの請求書などの郵便物が届かない場合	債務不履行および以下のサービスにご加入の携帯電話機で、水濡れ・全損保証サービス、盗難・紛失保証サービス、または配送交換の対象となった旧携帯電話機（ソフトバンクショップにて回収したものも含む） ・あんしん保証パック(i)プラス、あんしん保証パック(i) ・あんしん保証パックプラス、あんしん保証パック ・あんしん保証パックライト ・あんしん保証パック with AppleCare Services
楽天モバイル	代金債務（立て替え払いによる分割支払金債務を含む）の履行がなされていない、またその恐れが高い場合	窃盗（盗難）や詐欺等の犯罪行為、その他法令に違反する行為（携帯電話不正利用防止法違反、文書偽造等）により不正に取得された場合	申し込みの記入内容（氏名・住居・生年月日等）に虚偽の事項が含まれている場合	—

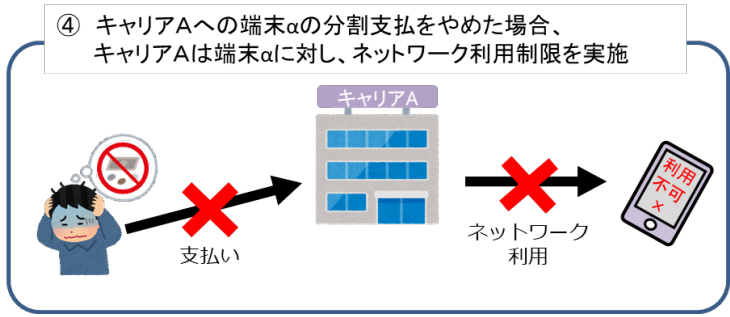
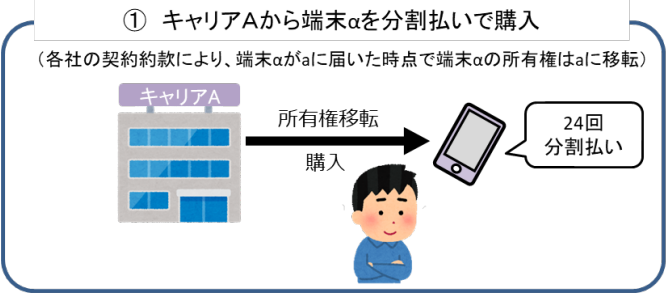
ネットワーク利用制限について

○ RMJ（一般社団法人リユースモバイル・ジャパン）が中古端末事業者を実施したアンケート調査によれば、**ネットワーク利用制限の在り方が最も大きな課題**とあげられており、**中古端末市場発展に対する大きな阻害要因**とされている。特にネットワーク利用制限の対象となる端末*のうち、**①債務不履行の端末が問題**とされている。

※ ①債務不履行の端末、②盗難等の犯罪行為で入手された端末、③不正契約で入手された端末、④補償サービスにより補償対象となった旧端末

○ 具体的には、①債務不履行の端末に関し、ネットワーク利用制限が行われた場合、次のとおり、**中古端末事業者から購入した新たな所有者は、通信料金を適切に支払っていたとしても、前所有者の瑕疵（債務不履行）により、通話通信ができなくなる。**

- ① a氏がキャリアAから端末aを分割払いで購入（各社の契約約款により、端末aがa氏に届いた時点で端末aの所有権はa氏に移転）
- ② a氏が端末aを分割支払中に中古端末事業者Bに売却
- ③ 第三者b氏が中古端末事業者Bから端末aを購入し、キャリアAと通信契約
- ④ a氏がキャリアAへの端末aの分割支払をやめた場合、キャリアAは端末aに対し、ネットワーク利用制限を実施
- ⑤ 第三者b氏が、キャリアAに通信料金を支払っていたとしても、通話や通信の利用ができなくなる。




●中古端末業界の課題 (RMJアンケート調査)

業界課題	対処すべき
ネットワーク利用制限の在り方と適用ルールの見直し	94.1%
海外輸出中心型から国内流通量増加検討	76.5%
MNOによるリユースモバイル事業者向けの連携窓口の設置/大口対応	94.1%
SIMロック解除の確認方法の簡素化	94.1%
MNO・端末メーカーに対し、端末機能が備えるデータ消去機能の完全化と義務化	88.2%
端末に付帯する情報の一括消去対応 (フェリカデータ等初期化で消せる仕様へ)	88.2%
リファビッシュ品の定義や国内流通促進に向けた協議	88.2%
純正修理部品の調達ルールの整備と義務化	58.8%
C2C取引時における端末の評価基準や安心安全評価および機能評価に関する基準の明確化	77.8%
プラットフォーム向けガイドラインの整備	88.2%

ネットワーク利用制限の一番の課題

ネットワーク利用制限における課題ポイント

キャリア/対応	債務不履行への対応
	
docomo	代金債務 (分割支払金や、端末割引に伴う違約金等の債務を含む) の履行がなされていない、またその恐れが高い携帯電話機
KDDI	代金債務 (立替払などに係る債務を含む) の履行がなされていない携帯電話機
Softbank	代金債務 (立て替え払いによる分割支払金債務を含む) の履行がなされていない、またその恐れが高い場合
	ポイントは「分割支払金」

レアケースですが、「ネットワーク利用制限：○」の端末でも「×」になる可能性があります。キャリアで一括払いで購入されたが、後ほど不正購入された端末だと判明した場合や、「端末保障サービス (端末を紛失したり、盗難された時に新しい端末と交換してくれるサービス)」に加入しており、そのサービスが適用された時にネットワーク利用制限が×になることがあります。

【分割支払中の端末について】

- **端末を割賦販売（購入）契約した場合、各キャリアの契約約款により、端末の所有権を、端末の引渡し時に、購入者に移転。**
⇒ **分割支払中でも、端末購入者は、法令の制限内において、端末を中古端末事業者に売却する権利を有している。**（民法第206条）
また、当該端末を**中古端末事業者から購入した者は当該端末の所有権を有しており、端末を使用する権利を有している。**

【盗品等端末について】

- 盗品等端末について、窃盗者等は中古端末事業者に売却する権利は有していないが、一方で、民法では、端末等の動産について、取引行為によって売買され、善意であり・過失がないとき等であれば、購入者は即時に当該動産を行使する権利が発生するとされている。（民法第192条）
- また、端末等が盗品であった場合、購入者が一般の店舗等において善意で買ったものであれば、被害者（盗まれた元の所有者）は、盗難から2年以内は当該動産の返還請求が可能であり現所有者はその返還を拒めないが、ただし、被害者は現所有者が当該物品を手に入れるために支払った代金を弁償する必要があるとされている。（民法第193条・第194条）

【裁判例】

- ネットワーク利用制限と所有権の侵害に関する裁判例（大阪高判平成22年12月3日（平成22年（ネ）第2249号）※）では、端末を購入しても、キャリアとの間で通信サービス契約を締結しなければ端末を通信又は通話に利用することができないのは明らかであるから、**端末を通信又は通話に利用することが、端末の所有権の内容となっているなどということとはできない。**したがって、**ネットワーク利用制限は所有権を侵害するものとはいえない**とされている。

※ 平成24年6月8日：最高裁、上告不受理決定（最高裁第二小法廷平成23年（受）第444号）

割賦販売（購入）契約約款	
ドコモ	<p>●割賦販売契約約款 (指定商品の引渡しおよび所有権の移転) 第6条 指定商品は、本契約成立後、当社所定の本契約の申込画面または交付書面（以下、総称して「交付書面等」といいます）に記載する時期に当社から契約者に引渡しされるものとし、指定商品の現実の引渡しが完了したときに指定商品の所有権が当社から契約者に移転するものとします。</p>
KDDI	<p>●個品割賦販売契約約款 (商品の引渡し及び所有権の移転) 第5条 商品は、個品割賦販売契約成立後、本申込書記載の時期に当社から購入者に引渡されるものとし、商品の現実の引渡しが完了したときに商品の所有権が当社から購入者に移転するものとします。 2 商品の所有権の移転前においては、購入者は、当該商品を担保に供し、譲渡し、又は転売することができないものとします。</p>
ソフトバンク	<p>●個品割賦購入約款 第2条 (商品の引渡しおよび所有権の移転) 商品は、本契約成立後、直ちに購入者に引渡され、引渡し時に所有権が移転するものとします。ただし、Airターミナル、でんわユニットの所有権は購入者が商品を受領したことをソフトバンクが確認した日をもって購入者に移転するものとします。なお、購入者は、商品の所有権移転前においては、商品を担保に供し、譲渡し、又は転売することができないものとします。</p>
楽天モバイル	<p>●割賦販売契約約款 第4条 (商品の引渡しおよび所有権の移転) 1. 当社は、本契約成立後、対象商品を当社所定の方法によりお客様に引渡すものとし、対象商品の現実の引渡しが完了した時に対象商品の所有権が当社からお客様に移転するものとします。 2. お客様は、商品の所有権の移転前においては、当該商品を担保に供し、譲渡し、または転売することができないものとします</p>

出典：各社HP

●民法（明治29年法律第89号）

（即時取得）

第百九十二条 取引行為によって、平穩に、かつ、公然と動産の占有を始めた者は、善意であり、かつ、過失がないときは、即時にその動産について行使する権利を取得する。

（盗品又は遺失物の回復）

第百九十三条 前条の場合において、占有物が盗品又は遺失物であるときは、被害者又は遺失者は、盗難又は遺失の時から二年間、占有者に対してその物の回復を請求することができる。

第百九十四条 占有者が、盗品又は遺失物を、競売若しくは公の市場において、又はその物と同種の物を販売する商人から、善意で買い受けたときは、被害者又は遺失者は、占有者が支払った代価を弁償しなければ、その物を回復することができない。

（所有権の内容）

第二百六条 所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する。

●裁判例（大阪高判平成22年12月3日（平成22年（ネ）第2249号）） ※ 平成24年6月8日：最高裁、上告不受理決定（最高裁第二小法廷平成23年（受）第444号）

控訴人は、本件利用制限措置により、本件端末を使用して通信ないし通話ができなくなったことから、同措置は本件端末の所有権を侵害する不法行為であると主張する。しかしながら、本件端末を購入しても、被控訴人との間で3G通信サービス契約を締結しなければ、本件端末を通信又は通話に利用することができないのは明らかであるから、本件端末を通信又は通話に利用することが、端末の所有権の内容となっているなどということとはできない。したがって、本件利用制限措置は、控訴人の所有権を侵害するものとはいえないから、控訴人の所有権侵害による不法行為に基づく損害賠償請求は、その主張自体が理由がないことが明らかである。

中古端末に対するネットワーク利用制限の件数

- RMJが中古端末事業者を実施したアンケート調査によれば、中古端末に対し、**年間約6,900件**（2022年度）の**ネットワーク利用制限が実施**されている（2023年度は半期で約3,900件）。
 なお、当該調査の**有効回答は16/19社**であり、大手小売業者から回答が得られなかったケース（正確なデータを保持していないため）もあり、**実際の中古端末へのネットワーク利用制限の件数は、アンケート調査の数字を上回る見込み**。
- **中古端末の販売台数は増加傾向**であり、今後、**ネットワーク利用制限**により、中古端末利用者が通信料金を適切に払っているにもかかわらず、前所有者の瑕疵により、**唐突に通信・通話の利用ができなくケースが増加する可能性**がある。

●中古端末のネットワーク制限件数

対象期間		NW利用制限「×」件数
2022年度	4-9月	3,863件
	10-3月	3,055件
2023年度	4-9月	3,870件
合計		10,788件

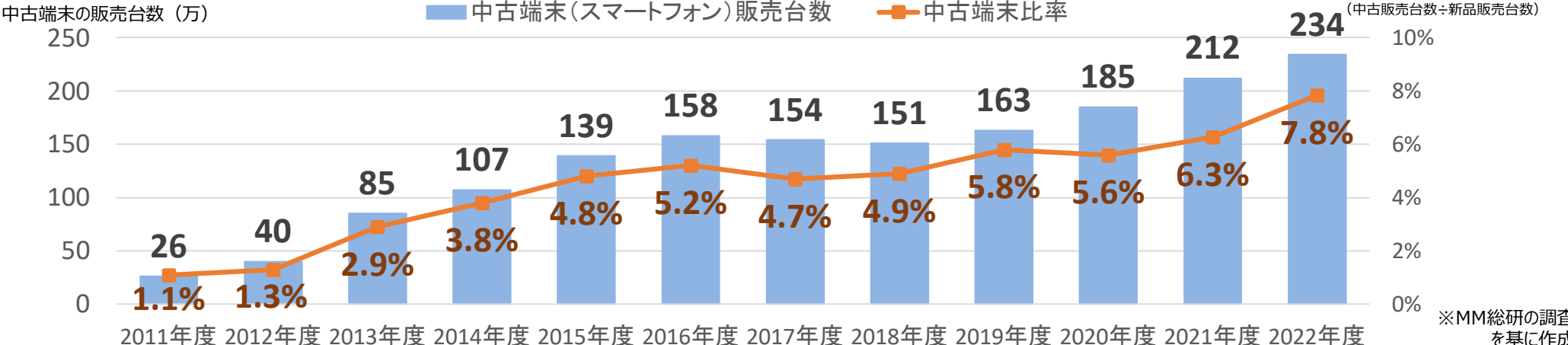
✓ **2022年度において年間6,918件もの赤ロム化が発生した。**

✓ **2023年度も半期を終えて3,870件と、既に昨年を上回るペースで赤ロム化が発生している。**

有効回答：16/19社・・・大手小売業者で正確なデータを保持していないため回答を得られなかったケースもあったが確実に発生しているとのコメントあり。

出典：競争ルールの検証に関するWG（第50回）資料50-5（一般社団法人リユースモバイル・ジャパン発表資料）

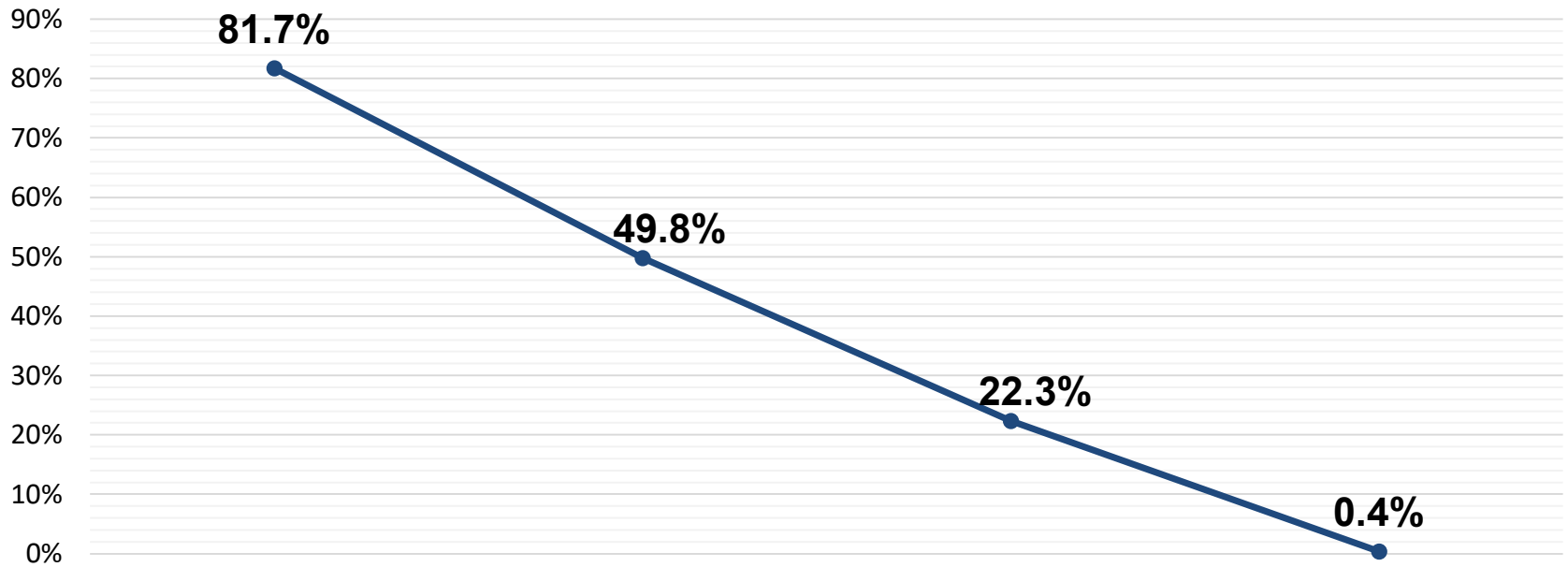
●中古端末の販売台数



ネットワーク利用制限の有効性

- ネットワーク利用制限は当該制限を実施したキャリアのネットワークを利用できなくするものであり、**他キャリアのネットワークは利用可能**。
例えば、Aキャリアが端末aにネットワーク利用制限を実施した場合、端末aはAキャリアでの通信・通話は利用できなくなるが、BキャリアやCキャリアの通信・通話は利用することができる。また、海外キャリアでも利用が可能。
- この点、他キャリアのネットワークを利用させない**SIMロック端末が前提だった時代では、ネットワーク利用制限とSIMロックを組み合わせることにより、ネットワーク利用制限を実施された携帯端末の利用を防ぐことが可能**であった。
- 他方、**2021年のSIMロックガイドラインの改正により、SIMロックは原則廃止**とされ、経過措置が終わる**2023年10月1日以降に販売する全ての端末はSIMロックが完全に廃止**されることとなっている。
MNO 4 者の販売端末のSIMロック端末の割合は、ガイドライン改正前の2019年度末では約81.7%であったが、2022年度末では約0.4%となり、MNO 4 者の販売端末はほぼ全てがSIMロック解除されている（2023年10月1日以降は0%となる）。
- このため、**SIMロックが完全廃止となった現在においては、ネットワーク利用制限が実施された端末であっても、国内の他キャリアや海外であれば利用することが可能**であり、ネットワーク利用制限により端末の利用を防ぐことは従来と比較すると**困難**になっている。

● MNO 4 者の販売端末に占めるSIMロック端末の割合



出典：電気通信事業報告規則及び令和4年総基料第137号に基づく報告

- 電気通信事業法では、電気通信事業者等の業務の方法等が不適切に行われていると認めるときは、**利用者の利益や公共の利益を確保するために、総務大臣が電気通信事業者等に対し、業務の方法の改善等を命ずること（業務改善命令）**ができるとしている。（電気通信事業法第29条）
- 具体的には、例えば、
 - ・ 電気通信役務の**提供条件が電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるとき**（同条第1項第7号）に業務改善命令を行うことが可能であり、**利用者の責に帰すべき事由などの合理的な理由なく、利用停止など利用を制限しているとき**が該当する
 - ・ 事業の運営が適正かつ合理的でないため、**電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるとき**（同項第12号）に業務改善命令を行うことが可能であるとされている。

●電気通信事業法（昭和59年法律第86号）

（業務の改善命令）

第二十九条 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

二～六 （略）

七 電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する提供条件が電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるとき。

八～十一 （略）

十二 前各号に掲げるもののほか、電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるとき。

2 （略）

- ネットワーク利用制限は、中古端末を購入した者が通信料金を適切に支払っていた場合であっても、中古端末の元の所有者の瑕疵により、通話・通信が利用できなくなるものである。通話・通信が国民生活に必要不可欠なものであることを踏まえれば、利用者の利益等を確保するため、ネットワーク利用制限が許されるケースは極力限定することが必要である。
- このため、ネットワーク利用制限の必要性について検討を行い、当該手段が最小限の手段と認められるかどうかを検討する必要がある。
- 以上のことから、ネットワーク利用制限を実施しているキャリアに対し、必要性や他の手段での代替可能性等のヒアリングを行うこととする。

● ヒアリング項目案

- ① 現在実施しているネットワーク利用制限の内容とその件数（推移）。
- ② ネットワーク利用制限を実施している理由（必要性）や有効性。
- ③ ②に関し、他の手段で担保することはできないのか。
- ④ 中古端末を購入した第三者が通信料金を適切に支払っているにも関わらず、ネットワーク利用制限により、通話・通信の利用ができなくなる現状をどのように考えるか。
- ⑤ ネットワーク利用制限を禁止することについてどのように考えるか。また、禁止した場合の影響。

目次

1 これまでの主な意見

2 今後の検討の進め方

(1) 中古端末を含む端末市場の更なる活性化のための対策

- ・ ネットワーク利用制限
- ・ 端末の下取りサービス
- ・ 不良在庫端末特例
- ・ ミリ波対応端末

(2) 競争を一層促進させるための実効性の高い対策

- ・ 指定対象事業者の見直し

(3) その他モバイル市場の競争促進に資する対策

- **キャリア4者の端末下取りサービスでは、HP上で「良品の場合」、「良品でない場合」の下取り金額や、端末の状態に応じた査定基準を公表しているが、郵送で端末下取りを行う場合、キャリアの査定の結果、利用者の想定と異なり、「良品でない場合」と査定されても、キャンセルできない運用とされている（店頭で査定する場合は、キャンセル可能）。**
 - ※ 下取不可の基準も公開しており、当該基準に該当する端末を郵送で送られてきた場合は、郵送で端末を返却する運用としている。
- また、キャリアに確認したところ、利用者は「良品」に該当すると判断していたが、キャリアの査定の結果、良品でないと査定されているケースは存在している。
- 他方、中古端末事業者によっては、郵送の場合でも、査定の結果、利用者の想定と異なる査定となった場合はキャンセルできる運用としている。

- キャリアは査定基準等を公表しているが、端末買取額に関し、**利用者の認識と査定結果に齟齬が生じているケースは存在していること、他の中古端末事業者ではこのような場合にキャンセルできる運用としていることを踏まえれば、利用者視点に立てば、郵送の端末下取りであっても、キャリア4者も利用者の認識と査定結果に齟齬が生じた場合、キャンセル可能とすることが望ましいと考えられる。**
- このため、キャリアに対し、**運用の改善等を行う予定があるか等についてヒアリングを行うこととする。**
- なお、**運用の改善等を行う予定があるキャリアに対しては、進捗を確認していくこととし、運用の改善等を行う予定がないキャリアに対しては、当該キャリアに対し、更なる詳細なヒアリングを行うことも検討していくこととする。**

● ヒアリング項目案

- ① 端末下取りサービスについて、郵送の場合、端末買取額に関し利用者の認識とキャリアの査定結果に齟齬が生じたとしてもキャンセルできない運用となっているが、改善を検討する予定があるか。
- ② 仮に改善を検討する場合、現時点で想定される改善方法、改善スケジュール。

目次

1 これまでの主な意見

2 今後の検討の進め方

(1) 中古端末を含む端末市場の更なる活性化のための対策

- ・ ネットワーク利用制限
- ・ 端末の下取りサービス
- ・ **不良在庫端末特例**
- ・ ミリ波対応端末

(2) 競争を一層促進させるための実効性の高い対策

- ・ 指定対象事業者の見直し

(3) その他モバイル市場の競争促進に資する対策

- 通信料金・端末料金の分離に係る端末の割引規制は、導入当初、規制の導入効果が現れていたが、「白ロム割」※により、再び「1円端末」販売等の大幅な端末値引きが行われ、転売ヤー等の問題が発生。

※ 端末の購入等をするのみを条件とすることで規制の対象外となる端末値引き

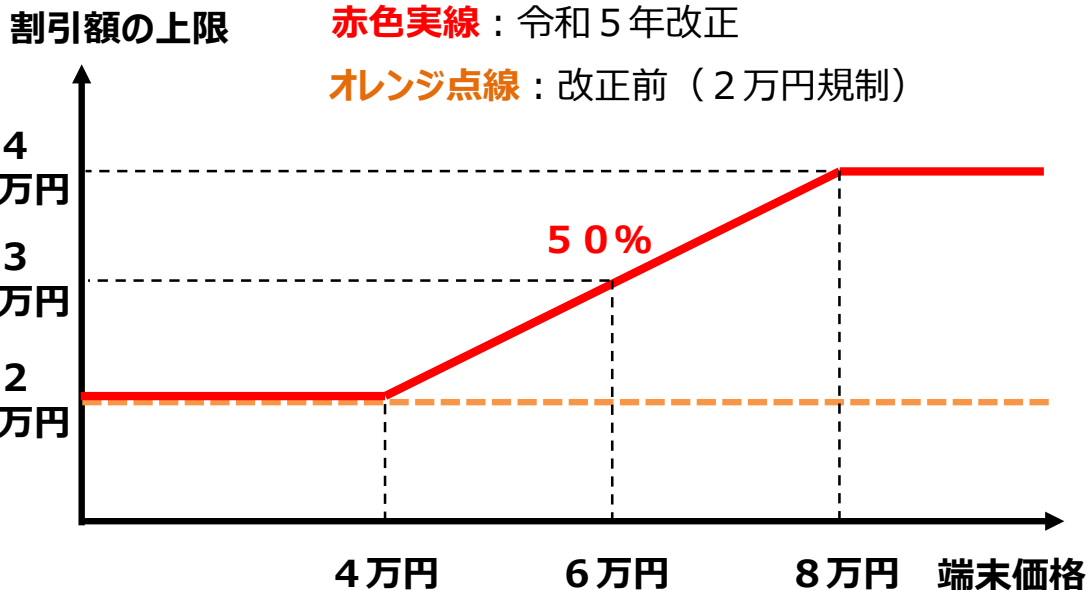
- このため、1円端末販売等につながる過度な割引を規制し、転売ヤー等を防止するため、次のとおり、省令改正を実施（令和5年12月27日施行）。

- ・ 割引額の上限の見直し（2万円→原則4万円）※

※ 原則4万円。ただし、端末価格が4万円から8万円までの場合にあっては端末価格の50%、4万円以下にあっては2万円。

- ・ 「白ロム割」を規制対象

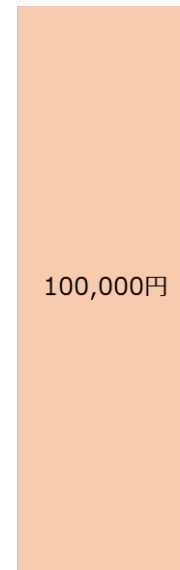
● 割引額の上限



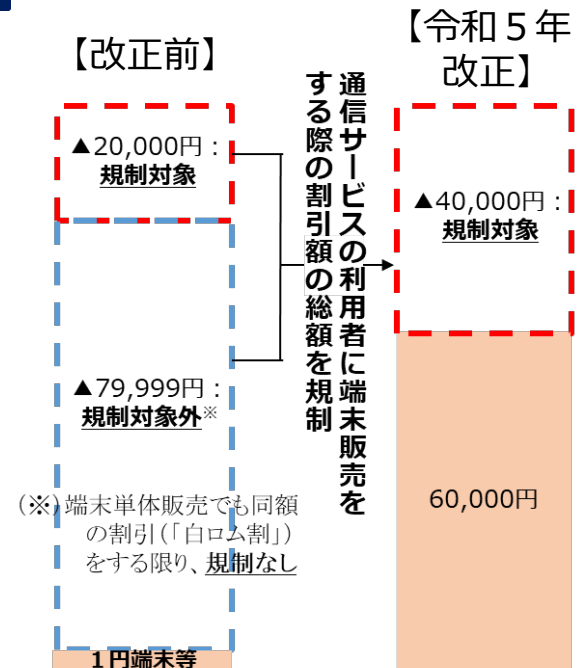
※ 廉価端末特例等が別途存在

● 白ロム割規制

端末の購入代金（税抜）



割引後



不良在庫端末特例

- 端末割引上限規制には、不良在庫に関する特例があり、現行制度では、次のとおり割引上限の特例が適用される（不良在庫端末特例）。
 - ・ 製造が中止されていない端末 最終調達日から24か月経過した場合、対照価格の半額に相当する額
 - ・ 製造が中止された端末
 - 最終調達日から12か月経過した場合、対照価格の半額に相当する額
 - 最終調達日から24か月経過した場合、対照価格の8割に相当する額
- 端末割引の基点となる端末の価格は、最終調達価格以上である必要があるところ、例えば、製造が中止された端末については、新たに調達を行うことが困難になるため、最終調達価格は変わらず、経年によって端末の市場価格が低下しても、対照価格は変わらない。
- この点、経年による端末の市場価格の低下には、令和5年省令改正以前はいわゆる白ロム割で対応することが可能であった。

不良在庫基準見直しの必要性

[現行ルール]

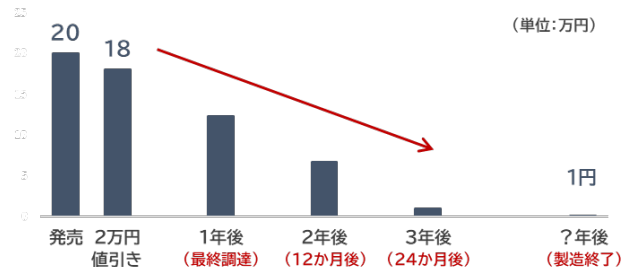
製造事業者による製造の状況	同一の機種の最終調達日からの経過期間	利益の提供の額の上限
中止されていないもの	24 か月	対照価格の半額に相当する額
中止されたもの	12 か月	対照価格の半額に相当する額
	24 か月	対照価格の8割に相当する額

製造終了した端末は最終調達価格が下がらず、対照価格も下がらない。

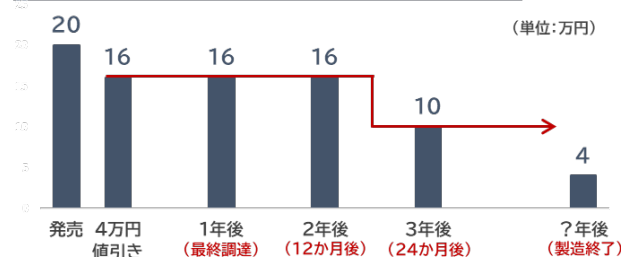
新ルールにより白ロム割を規制に加えることにあたり、経年の市場価値低下を踏まえた不良在庫基準への見直しが必要ではないか。

『経年で端末の市場価値は低下』

(従来は白ロム割で市場価値に対応してきた。)



改正後 (販売機会を逃し、廃棄損を発生させる可能性。)



在庫はキャリアだけでなく、主には営業利益率数%しかない販売代理店の店頭にあります。

- 通信収入等を原資とした過度な端末割引を規制し、転売ヤー等を防止するために白ロム割の規制は引き続き必要であるが、一方で、**現行の不良在庫端末特例では、端末が経年による市場価値が低下しているにも関わらず、端末の販売価格を低下させることができないため、端末販売価格を市場価値にあわせることができないこと、また、在庫を処分させることが困難になるものであること等を踏まえれば、不良在庫端末特例の見直しを検討することは一定の妥当性があると考えられる。**
- このため、**不良在庫端末特例の見直しについて、キャリア、販売代理店に対し、ヒアリングを行うこととする。**

● ヒアリング項目案

- ① 不良在庫端末特例の見直しは必要か。
- ② 仮に見直す場合、どのように見直すことが適当と考えるか。

目次

1 これまでの主な意見

2 今後の検討の進め方

(1) 中古端末を含む端末市場の更なる活性化のための対策

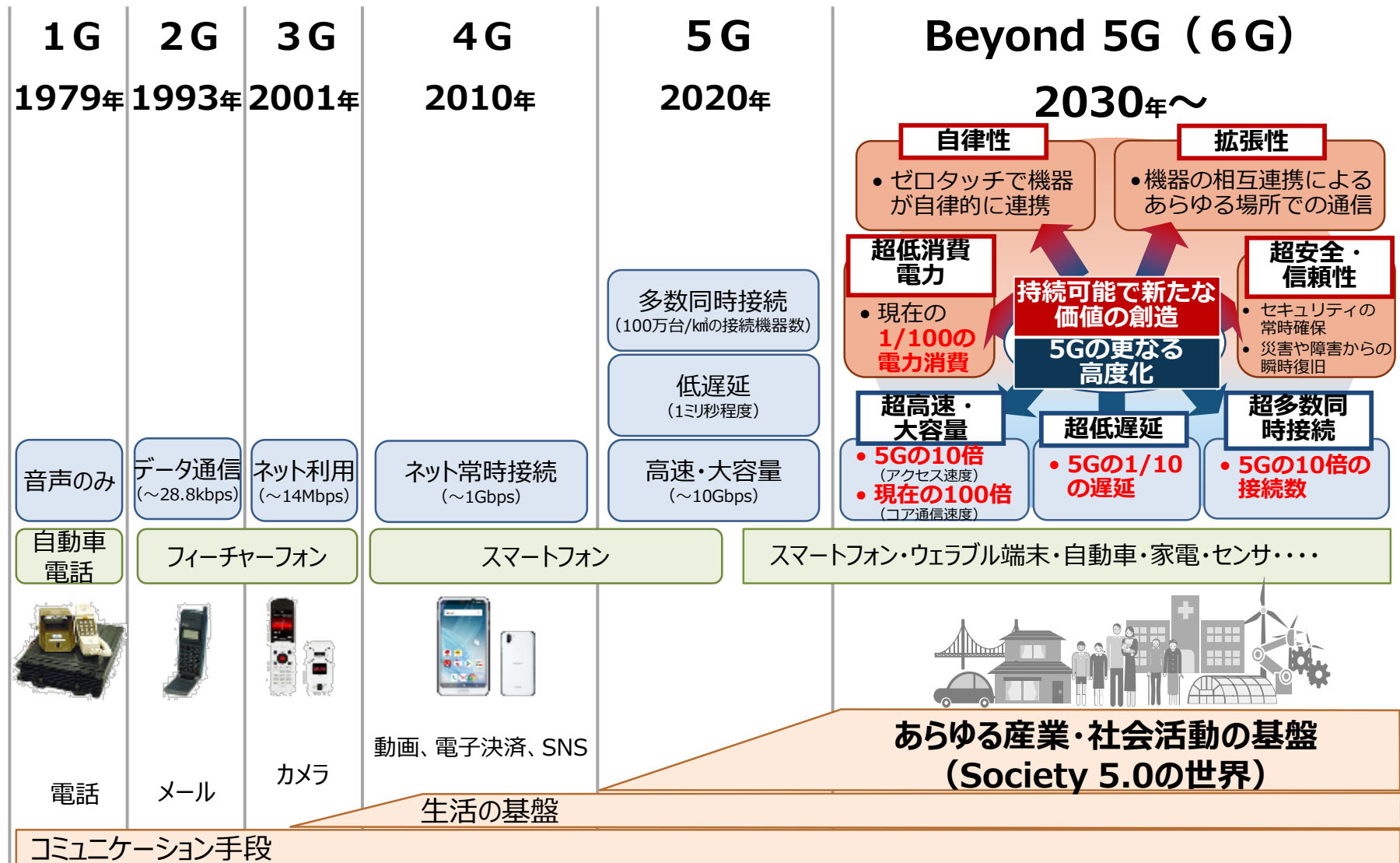
- ・ ネットワーク利用制限
- ・ 端末の下取りサービス
- ・ 不良在庫端末特例
- ・ **ミリ波対応端末**

(2) 競争を一層促進させるための実効性の高い対策

- ・ 指定対象事業者の見直し

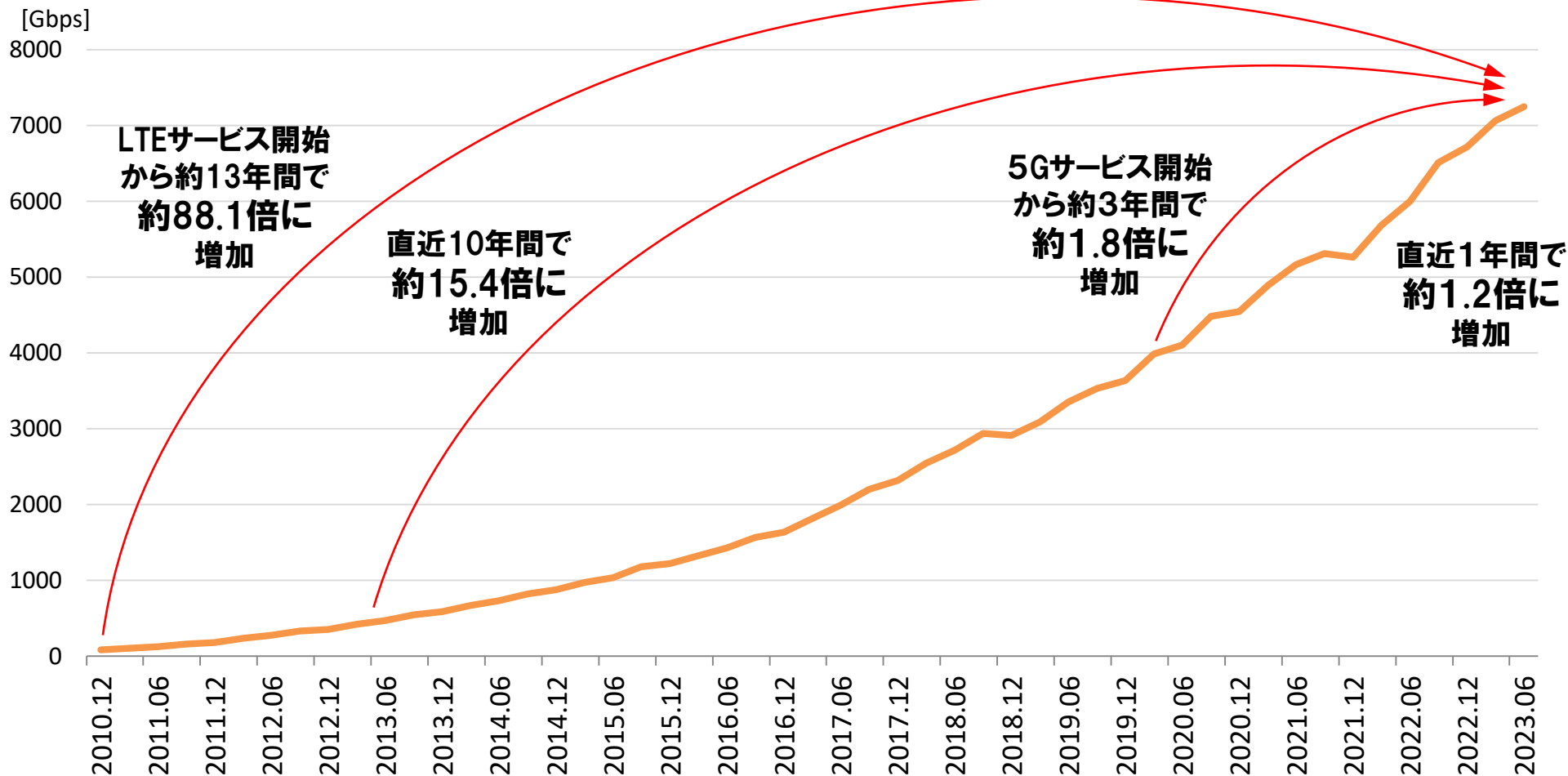
(3) その他モバイル市場の競争促進に資する対策

○ 移動通信システムは約10年ごとに進化を続け、それとともに携帯電話の利用ニーズも、コミュニケーション手段から生活基盤、そして、あらゆる産業・社会活動の基盤へと拡大を続けている。



- 移動通信トラフィックは急増しており、直近10年間で約15.4倍、直近1年間で約1.2倍に増加。
- LTEサービス開始から約13年間で約88.1倍、5Gサービス開始から約3年間で約1.8倍に増加。

● 月間平均トラフィックの推移（2010年12月から2023年6月）



- クアルコムジャパン合同会社によれば、米国では、2025年、通信トラフィックはsub6のみで賄えるキャパシティを超える予測がされている。

通信トラフィック予測

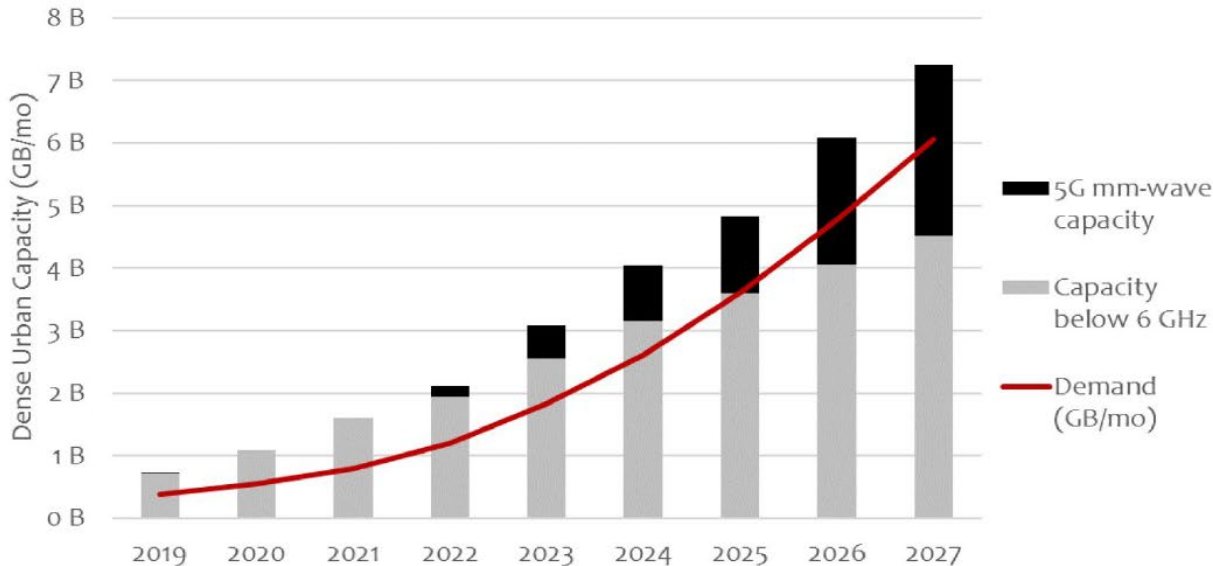


Figure 1. 5G Strategic view: Necessary for mobile capacity

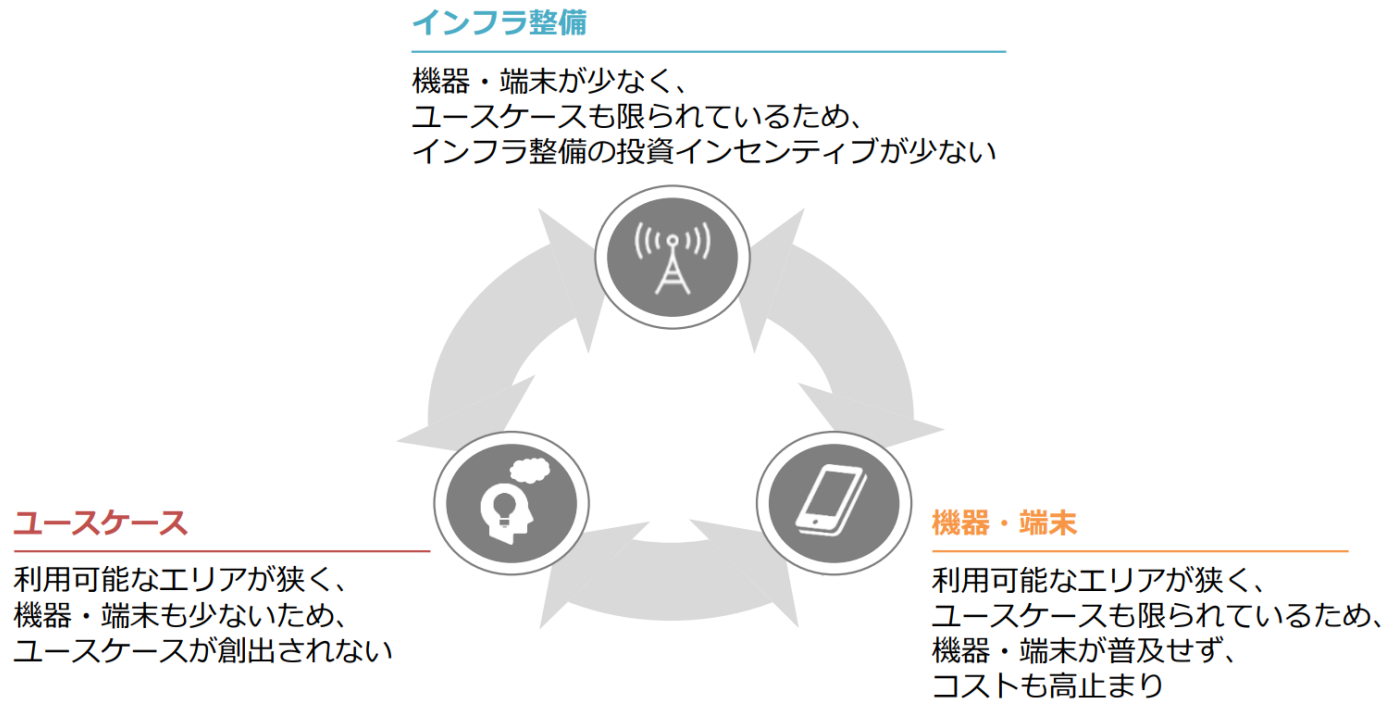
Source: Mobile Experts. Average shown for top urban markets in USA.

- 2025年、通信トラフィックはSub6のみで賄えるキャパシティを超える予測 (米国での事例)

第1章 5Gビジネスの現状と課題 1-3 5Gビジネスの全体像

- 我が国の経済・社会にとって、5Gが果たす役割は大きい。しかしながら、5Gに係るインフラ整備、機器・端末、そして、ユースケースがそれぞれ「鶏と卵」の関係となり、ビジネスが十分に進展しているとはいえない状況となっているところ、これをいかに発展させていくかが課題である(図表11)。
- 「鶏と卵」の関係については、5Gの特長である「超高速通信」を可能とするミリ波等の高い周波数帯において、この傾向が顕著である。
- このような周波数帯は、利用に高度な技術やノウハウが必要であることに加えて、機器・端末のコストが高いことや、従来のビジネスモデルが適用できないことなどがボトルネックになり、利活用が十分に進んでいない。また、これまでに様々な研究開発や実証等が行われてきたが、ミリ波を活かしたサービスが商用化まで至った事例は限られているのが現状である。
- 他方、今後も大幅な増加が見込まれる通信トラヒックや、将来的な新サービスに対応するためには、このような周波数帯の活用は必須であるとの指摘も多い。

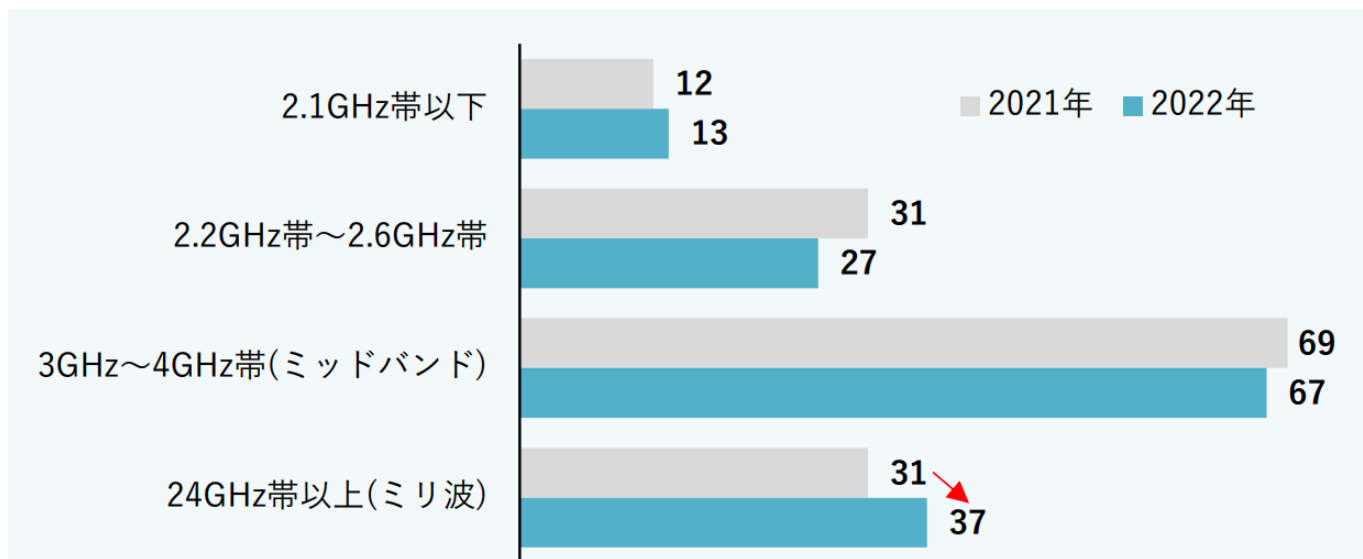
図表11 鶏と卵の関係に陥っている5Gビジネス



第1章 5Gビジネスの現状と課題 1-4-3 ミリ波の利用に係る動向

- 我が国に限らず、諸外国においても、ミリ波の利用は模索されている状況であり、商用展開が開始されている国は31か国にとどまっている（図表18）。
- 直進性が強く、伝搬距離も短いミリ波は、エリア構築が困難であることがしばしば指摘される。一方で、**増加を続ける移動通信トラフィックへの対応や、5Gの特長を活かしたサービスを実現する観点からは、広い帯域幅を確保できるミリ波が果たす役割は大きい。**また、**ホットスポット等に戦略的にミリ波を置局することができれば、高い経済・エネルギー効率性でネットワークを構築することが可能**となるとの指摘もなされている⁸。
- 産業界の期待も大きく、2023年1月には、ミリ波の普及促進を図り、我が国のミリ波に関する国際的なイニシアティブを発揮することを目的として、「ミリ波普及推進アドホック」が5Gモバイル推進フォーラム（5GMF）内に設立された。
- 世界的にも、GSM Association（GSMA）等を中心に、ミリ波の利用に向けた議論が進展している。また、**各国の携帯電話事業者において、今後注力する周波数帯としてミリ波の存在感が高まっており（図表19）、今後、市場規模が拡大することが見込まれている**⁹。

図表 19 各国携帯電話事業者が今後注力する周波数帯



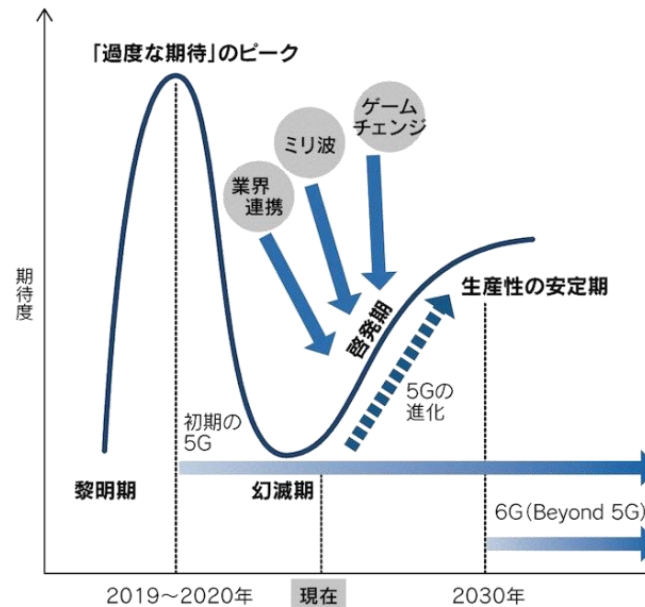
※MNO（2022年は82社）へのアンケート調査。

（出典）S&P Global(2022年9月調査)を基に三菱総合研究所作成

第2章 5Gビジネスデザイン 2-1-1 5Gビジネス拡大の意義 2-1-1-3 考え方

- 5Gは、「デジタル田園都市国家構想」の実現に必要な不可欠なインフラであり、地方も含めた社会課題の解決や、イノベーションの創出等を通じて、人口減少や少子高齢化により縮小傾向にある我が国の経済成長に貢献することが期待されている。
- 他方で、5Gは、我が国で2020年に商用化されたものの、多くの国民は、5Gの特長（超高速、超低遅延、多数同時接続）による利便性を実感できていない状況にあり、幻滅期を脱しきれていない（図表 71）。このため、今後、2020年代後半にかけて、国民が5Gの利便性を実感できる形で、5Gをビジネスとして社会に実装させていくことが重要である。
- また、5Gビジネスは、我が国だけでなく、世界各国においても模索しているところ、世界に先駆けて5Gビジネスを確立することにより、我が国の優位性を確保していくことが必要である。加えて、国際的なプレゼンスを向上させることは、Beyond 5Gも含めた中長期的な国際競争力の強化に貢献するのみならず、我が国の経済安全保障の確保にもつながることは欠かせない視点である。
- なお、5Gビジネスの中でも、特に、ミリ波等の高い周波数帯を活用したビジネスについては、様々な社会課題を有した過密都市から過疎地までの幅広いフィールド、部品競争力や製造業を中心とした競争優位な産業群など、我が国において、ビジネス拡大に有利な土台を有しており、今後、一層注力すべき分野であると考えられる。

図表 71 5G技術への評価の推移



(注) 米ガードナーの「ハイブ・サイクル」図を参考

(出典) 資料1-2 森川主査提出資料

- 「超高速・大容量通信」は、主に「周波数の幅」に依存。周波数の幅を広く確保するためには、**高い周波数帯の活用が重要**。
- 携帯電話用周波数として、**2,976MHz幅の割当てを実施したが、その半分以上はミリ波**が占めている。
- **今後も増加が予想されるトラヒックや、将来的な新サービスに対応し、電気通信事業が多種多様なサービスとしてより良質なものとして提供されるためには、帯域幅の広いミリ波を含む幅広い周波数を活用した健全な競争の実現が重要**。

● 携帯電話用周波数の割当状況

ミリ波

	700 MHz帯	800 MHz帯	900 MHz帯	1.5 GHz帯	1.7 GHz帯	2 GHz帯	2.3 GHz帯	3.4 GHz帯	3.5 GHz帯	3.7GHz帯 4.5GHz帯	28 GHz帯	合計
docomo	20	30	—	30	40 <small>東名阪のみ</small>	40	—	40	40	200	400	840
au	20	30	—	20	40	40	40	—	40	200	400	830
SoftBank	20	—	30	20	30	40	—	40	40	100	400	720
Rakuten Mobile	6	—	—	—	80 <small>(40MHzは東名阪以外)</small>	—	—	—	—	100	400	586
合計	66	60	30	70	190	120	40	80	120	600	1,600	2,976

単位：MHz

5G端末の発売状況①(10万円以上)

- 高価格端末 (10万円以上) の割合は約 6 割。
- ミリ波対応端末の割合は約 2 割。また、ミリ波対応端末に占める高価格端末 (10万円以上) の割合は約 9 割。

赤字はミリ波対応端末 ★は5GSA対応端末(要専用USIM)

	NTTドコモ	KDDI*1	ソフトバンク*2	楽天モバイル
15万円～	<ul style="list-style-type: none"> Galaxy Z Fold5 - 234,000円(23/9/1)★ Google Pixel Fold - 229,900円(23/7/27) Galaxy Z Fold4 - 227,000円(22/9/29)★ iPhone15 Pro Max - 215,400円(23/9/22) Xperia 1 V - 198,800円(23/6/16)★ AQUOS R8 pro - 190,000円(23/7/20)★ iPhone14 Pro Max - 183,500円(22/9/16) Google Pixel 8 Pro - 180,000円(23/10/12) AQUOS R7 - 180,000円(22/7/15)★ Galaxy S23 Ultra - 179,700円(23/4/20)★ iPhone13 Pro Max - 179,300円(21/9/24) iPhone15 Pro - 174,600円(23/9/22) Xperia 1 IV - 173,520円(22/6/3)★ Galaxy S22 Ultra - 167,040円(22/4/21)★ iPhone14 Pro - 158,300円(22/9/16) iPhone13 Pro - 157,100円(21/9/24) iPhone15 Plus - 153,400円(23/9/22) 	<ul style="list-style-type: none"> Google Pixel Fold - 230,000円(23/7/27)★ Galaxy Z Fold5 - 220,600円(23/9/1)★ iPhone15 Pro Max - 209,419円(23/9/22)★ Xperia 1 V - 191,128円(23/6/16)★ iPhone14 Pro Max - 183,569円(22/9/16)★ Galaxy Z Fold4 - 175,455円(22/9/29)★ iPhone15 Pro - 168,964円(23/9/22)★ iPhone14 Pro - 159,873円(22/9/16)★ Google Pixel 8 Pro - 154,455円(23/10/12)★ 	<ul style="list-style-type: none"> Google Pixel Fold - 261,164円(23/7/27)★ iPhone15 Pro Max - 208,800円(23/9/22)★ iPhone14 Pro Max - 183,273円(22/9/16)★ Xperia 1 V Gaming Edition - 180,000円(23/6/16) AQUOS R8 pro - 174,109円(23/7/20)★ Xperia 1 IV - 171,491円(22/6/3)★ LEITZ PHONE 2 - 168,873円(22/11/18)★ AQUOS R7 - 168,873円(22/7/8)★ iPhone15 Pro - 168,873円(23/9/22)★ iPhone14 Pro - 159,709円(22/9/16)★ Google Pixel 8 Pro - 156,436円(23/10/12)★ 	<ul style="list-style-type: none"> iPhone15 Pro Max - 204,364円(23/9/22) iPhone15 Pro - 163,455円(23/9/22) iPhone14 Pro Max - 150,819円(22/9/16)
10～15万円	<ul style="list-style-type: none"> Galaxy Z Flip5 - 146,200円(23/9/1)★ Galaxy Z Flip4 - 145,000円(22/9/29)★ iPhone14 Plus - 143,800円(22/10/7) Xperia 5 V - 137,900円(23/10/13) iPhone15 - 135,900円(23/9/22) AQUOS R8 - 133,500円(23/8/10) iPhone14 - 126,300円(22/9/16) iPhone13 - 125,800円(21/9/24) Xperia 5 IV - 124,800円(22/10/21) Galaxy S23 - 124,200円(23/4/20)★ Galaxy S22 - 115,920円(22/4/21)★ Google Pixel 8 - 109,000円(23/10/12) iPhone13 mini - 106,100円(21/9/24) Xperia 5 III - 102,960円(21/11/12) 	<ul style="list-style-type: none"> Galaxy S23 Ultra - 149,819円(23/4/20)★ iPhone15 Plus - 148,628円(23/9/22)★ iPhone14 Plus - 144,082円(22/10/7)★ Galaxy Z Flip5 - 140,273円(23/9/1)★ iPhone15 - 132,400円(23/9/22)★ Xperia 5 V - 130,000円(23/10/13)★ iPhone14 - 118,173円(22/9/16)★ iPhone13 - 115,905円(21/9/24) Galaxy Z Flip4 - 110,455円(22/9/29)★ Google Pixel 8 - 107,182円(23/10/12)★ Galaxy S23 - 104,364円(23/4/20)★ 	<ul style="list-style-type: none"> iPhone15 Plus - 148,582円(23/9/22)★ iPhone14 Plus - 144,000円(22/10/7)★ iPhone15 - 132,218円(23/9/22)★ BALMUDA Phone - 130,255円(21/11/26) iPhone13 - 125,673円(21/9/24) iPhone14 - 125,018円(22/9/16)★ Xperia 5 III - 125,018円(21/11/12)★ Google Pixel 7 Pro - 119,782円(22/10/13)★ iPhone13 mini - 106,036円(21/9/24) Xperia 5 IV - 104,727円(22/10/21)★ Xiaomi 12T Pro - 104,727円(22/12/16)★ Google Pixel 8 - 104,073円(23/10/12)★ iPhone12 - 101,455円(20/10/23) 	<ul style="list-style-type: none"> iPhone15 Plus - 142,546円(23/9/22) Xperia 5 V - 138,546円(23/10/13) iPhone14 Pro - 137,182円(22/9/16) Galaxy S23 - 134,273円(23/4/20) iPhone15 - 128,000円(23/9/22) iPhone14 Plus - 123,546円(22/10/7) iPhone13 - 112,546円(21/9/23) iPhone14 - 109,919円(22/9/16)

5G端末の発売状況②(10万円未満)

赤字はミリ波対応端末 ★は5GSA対応端末(要専用USIM)

	NTTドコモ	KDDI*1	ソフトバンク*2	楽天モバイル
8~10万円	<ul style="list-style-type: none"> arrows N - 89,800円(23/2/10) Xperia 1 II - 82,000円(20/6/18) 	<ul style="list-style-type: none"> Google Pixel 7 Pro - 97,746円(22/10/13)★ Xperia 5 IV - 91,546円(22/10/21)★ TORQUE G06 - 89,091円(23/10/19)★ 		<ul style="list-style-type: none"> Xperia 5 IV - 97,182円(22/10/21) iPhone13 mini - 95,273円(21/9/24) Galaxy Z Flip4 - 81,364円(22/9/29)
6~8万円	<ul style="list-style-type: none"> Xperia 10 V - 72,600円(23/7/6) Google Pixel 7a - 68,500円(23/5/11) iPhone SE3 - 66,700円(22/3/18) Galaxy A54 5G - 63,500円(23/5/25) 	<ul style="list-style-type: none"> Galaxy A54 5G - 67,937円(23/5/25) iPhone SE3 - 64,487円(22/3/18) Xperia 10 V - 63,228円(23/7/6)★ TORQUE 5G - 60,728円(21/3/26) 	<ul style="list-style-type: none"> Google Pixel 6 - 77,891円(21/10/28) OPPO Reno10 Pro 5G - 73,309円(23/10/6)★ Google Pixel 7 - 72,665円(22/10/13)★ Google Pixel 7a - 72,655円(23/5/11)★ Xperia 10 V - 72,655円(23/7/6)★ Xperia 10 IV - 68,073円(22/7/8)★ iPhone SE3 - 66,764円(22/3/18) AQUOS sense7 plus - 63,491円(22/10/7)★ Google Pixel 6a - 61,527円(22/7/28) 	<ul style="list-style-type: none"> Xperia 10 V - 66,182円(23/7/6) iPhone SE3 - 60,728円(22/3/18)
4~6万円	<ul style="list-style-type: none"> Xperia 10 IV - 58,320円(22/7/8) AQUOS sense8 - 56,500円(23/11/9) AQUOS sense7 - 49,300円(22/11/11) 	<ul style="list-style-type: none"> Google Pixel 7a - 58,082円(23/5/11)★ AQUOS sense8 - 54,364円(23/11/9)★ Galaxy S22 - 53,091円(22/4/21)★ 	<ul style="list-style-type: none"> シンプルスマホ6 - 49,745円(22/4/8) 	<ul style="list-style-type: none"> AQUOS sense8 - 58,000円(23/11/9) OPPO Reno9 A - 49,000円(23/6/22) AQUOS sense7 - 45,437円(22/11/4)
0~4万円	<ul style="list-style-type: none"> AQUOS wish3 - 34,421円(23/8/30) Xperia Ace III - 31,280円(22/6/10) Galaxy A23 5G - 30,400円(22/10/27) arrows We - 26,000円(21/12/3) AQUOS wish2 - 20,000円(22/6/24) 	<ul style="list-style-type: none"> BASIO active - 36,273円(22/10/28) Galaxy A23 5G - 33,600円(22/10/27) Redmi 12 5G - 27,091円(23/10/6)★ Redmi Note10 JE - 26,150円(21/8/13) 	<ul style="list-style-type: none"> AQUOS wish3 - 28,800円(23/10/13) Redmi Note 10T - 24,873円(22/4/22) arrows We - 24,873円(21/12/3) OPPO A55s 5G - 24,873円(21/11/26) 	<ul style="list-style-type: none"> AQUOS wish3 - 32,546円(23/7/6) Galaxy A23 5G - 27,091円(22/11/22) Redmi Note11Pro 5G - 24,528円(22/5/30) OPPO A55s 5G - 23,364円(21/11/26) OPPO Reno7 A - 19,982円(22/6/30) AQUOS sense6s - 19,073円(22/7/29) Rakuten Hand 5G - 17,274円(22/2/14)

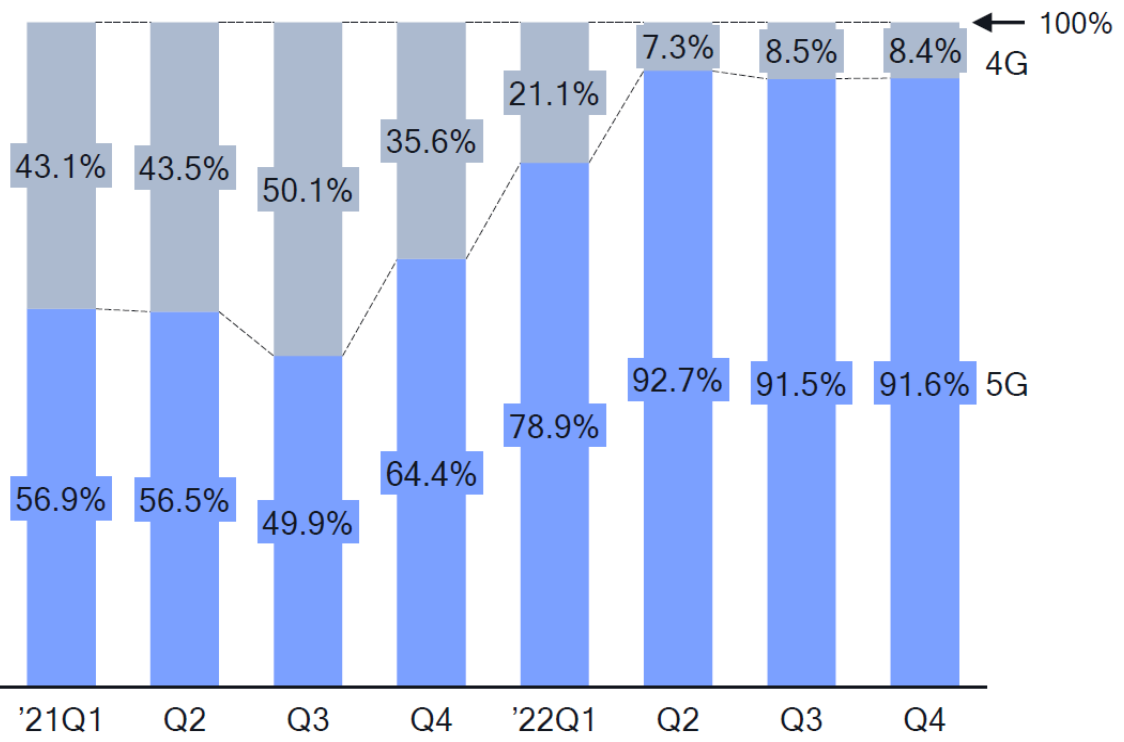
注1 オンライン直販のスマートフォンに限る。価格は、2023年11月10日時点の各社オンラインストア記載のもの(いずれも税抜)。注2 各機種種の記憶容量は、全て最小容量のものを記載。

注3 括弧内の日付は発売日。

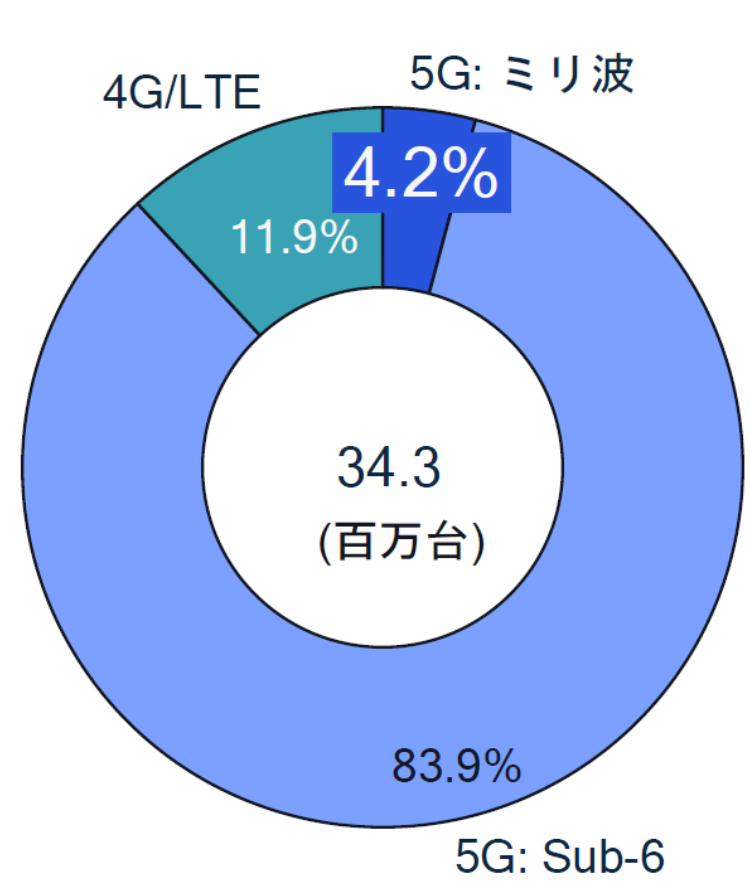
*1 auブランドでの販売端末のみ記載。 *2 ソフトバンクブランドでの販売端末のみ記載。

- 5G対応端末の販売台数は順調に増加。
- 一方、ミリ波対応端末の販売台数割合は、携帯電話市場の販売台数の約4.2%（2022年）であり、ミリ波対応端末が普及しているとはいえない状況。

● 5G対応端末販売台数の割合の推移



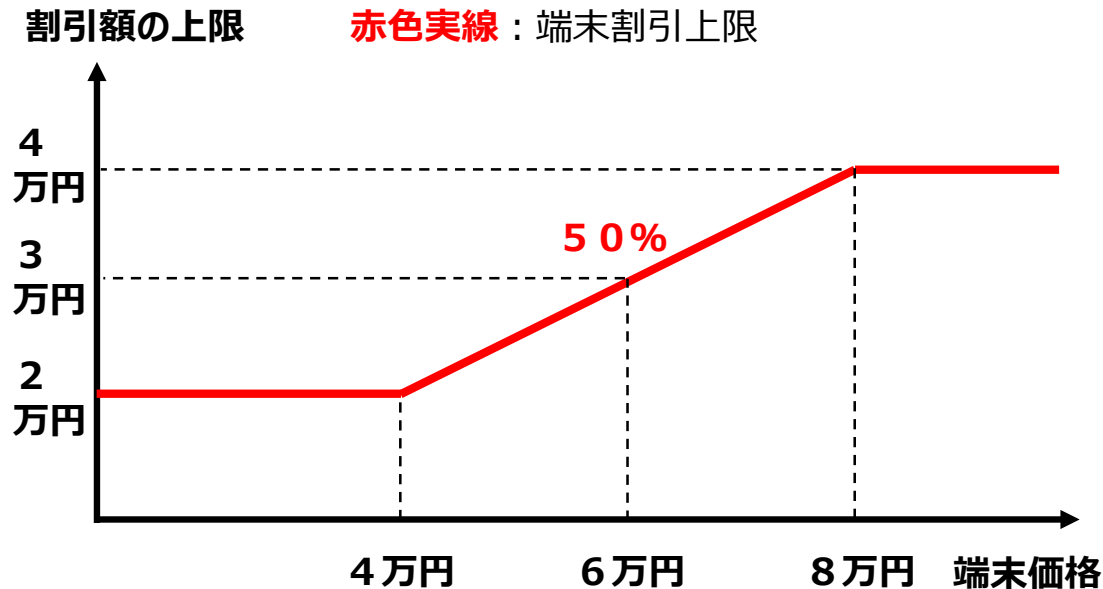
● 2022年販売台数の割合



出典：競争ルールの検証に関するWG（第39回）資料2-3（クアルコムジャパン合同会社発表資料）

- 端末割引上限の設定については、平均的な利用者1人の通信料収入から得られることが期待される利益の範囲内の利益の提供を認めることとし、「**ARPU × 営業利益率 × 端末の平均使用年数**」で算出されている。
- 具体的には、端末割引上限を原則4万円に見直した際は、「**ARPU (4,137円) × 営業利益率 (18.9%) × 端末の平均使用年数 (53.2か月) = 41,597円**」と算出している。
- なお、割引額の上限を一律4万円とした場合、低中価格帯の端末において、いわゆる「転売ヤー」や「1円端末」等の問題が発生するおそれがあること等を踏まえ、端末割引上限は、対照価格が4万円から8万円までの場合にあっては対照価格の50%、4万円以下にあっては2万円としている。

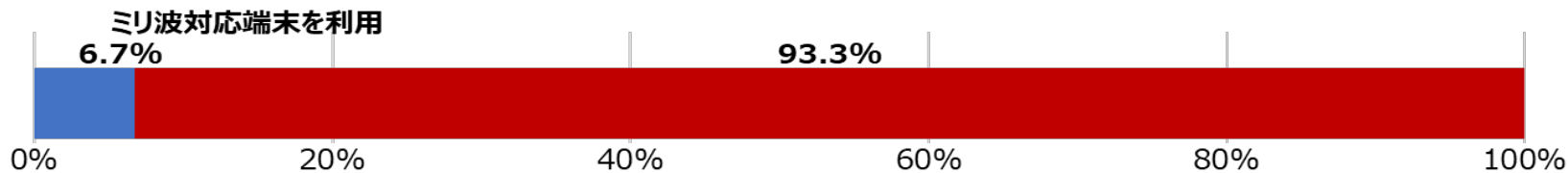
● 割引額の上限



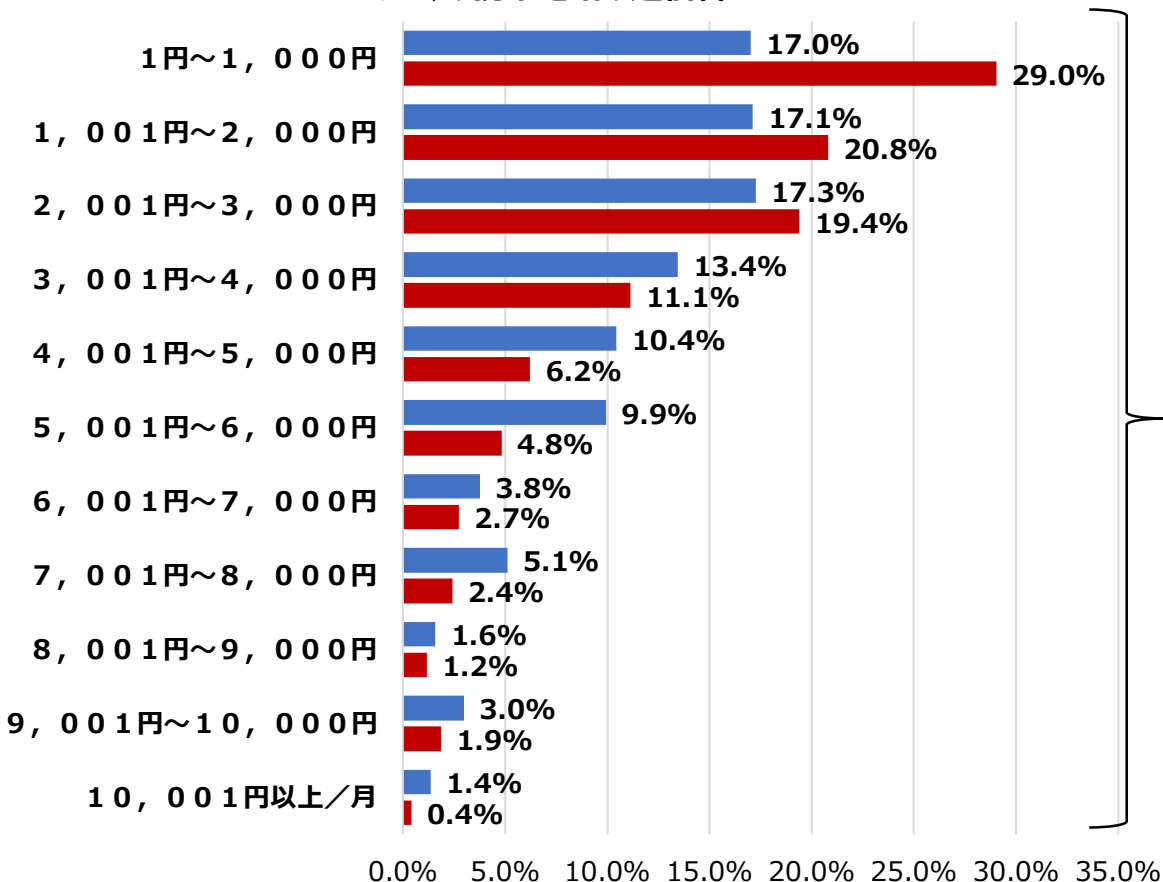
※廉価端末特例等が別途存在

○ 総務省が実施した利用者意識調査では、
ミリ波対応端末ユーザーのARPUと、利用者全体のARPUを比較すると、約1.32倍の差。

利用端末のミリ波対応率 (n=4,239) ※月々の通信料金の回答者のうち「0円」及び「わからない」を除く



月々の携帯電話の通信料金



ミリ波対応端末利用者のARPU

: 全体の利用者のARPUの1.32倍

(ミリ波対応端末利用者：平均3,449円/月、全体の利用者：平均2,616円/月)

- 我が国の経済社会に5Gが果たす役割は大きい¹が、特にミリ波では、インフラ整備、機器・端末、そしてユースケースが「鶏と卵」の関係となっており、十分進展しているとはいえない状況。
- 他方、今後も増加が予想されるトラヒックや、将来的な新サービスに対応し、電気通信事業が多種多様なサービスとしてより良質な²ものとして提供されるためには、帯域幅の広いミリ波を含む幅広い周波数を活用した健全な競争の実現が重要³であると考えられる。特にトラヒックの急増等を踏まえると、割り当てた周波数幅の半分以上を占めているミリ波端末の普及が重要。
- このような状況を踏まえれば、インフラ整備とミリ波対応端末、ユースケースの「鶏と卵」の状況を打破するために、**ミリ波端末普及の後押しが重要**であると考えられる。
- また、**ミリ波対応端末ユーザーのARPUが高いこと（約1.32倍）**を踏まえると、従来の端末割引上限の算出方法に鑑みても、**ミリ波端末の割引額上限の見直しを検討することは一定の妥当性**があるとも考えられる。
- 以上を踏まえ、**ミリ波対応端末について、キャリア、販売代理店へヒアリングを行うこととする。**

● ヒアリング項目案

- ① ミリ波を活用し、どのようなサービスや社会を実現することが可能か。
- ② ミリ波の活用に関し、ミリ対応端末の普及は重要だと考えているか。
- ③ ミリ波対応端末の割引上限見直しは、ミリ波対応端末の普及に効果がある⁴と考えるか。
- ④ ミリ波対応端末ユーザーのARPUが高いこと（約1.32倍）を踏まえ、ミリ波対応端末の割引上限を変更することについてどのように考えるか。

目次

1 これまでの主な意見

2 今後の検討の進め方

(1) 中古端末を含む端末市場の更なる活性化のための対策

- ・ ネットワーク利用制限
- ・ 端末の下取りサービス
- ・ 不良在庫端末特例
- ・ ミリ波対応端末

(2) 競争を一層促進させるための実効性の高い対策

- ・ 指定対象事業者の見直し

(3) その他モバイル市場の競争促進に資する対策

- 事業法第27条の3は通信料金と端末代金の分離や行き過ぎた囲い込みの禁止等により、適正な競争関係を確保し、公正な競争を確保することを目的としているところ、**同条の規律の対象となる事業者については、利用者数のシェアが相対的に小さい事業者は競争関係に及ぼす影響が少ないため、利用者数のシェアが総務省令に定める割合を超えない事業者を除くこととしている**※。

※ 規制を必要最小限のものとする趣旨

- 電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないとする割合を**総務省令で定めることとしたのは、競争環境に一定の影響を及ぼしうるか否かの判断は移動電気通信役務の市場の状況、経緯等を踏まえて柔軟に決定することが適当**であると考えられたからである。

● 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）

（移動電気通信役務を提供する電気通信事業者の禁止行為）

第二十七条の三 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、移動電気通信役務（第二十六条第一項第一号に掲げる電気通信役務又は同項第三号に掲げる電気通信役務（その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて提供されるものに限る。）であつて、電気通信役務の提供の状況その他の事情を勘案して電気通信事業者間の適正な競争関係を確保する必要があるものとして総務大臣が指定するものをいう。以下同じ。）を提供する**電気通信事業者（移動電気通信役務（当該電気通信事業者が提供するものと同種のものに限る。）の利用者の総数に占めるその提供する移動電気通信役務の利用者の数の割合が電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして総務省令で定める割合を超えないものを除く。）**を次項の規定の適用を受ける電気通信事業者として指定することができる。

2・3 （略）

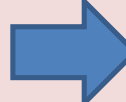

(1) 制定当初

- 規律の対象事業者の基準について、省令において、MVNO（MNOの特定関係法人を除く。）に関する基準（シェア0.7%）のみを定めていた。このため、MNO（及び特定関係法人）はシェアに関係なく全事業者が規律の対象。
- これは、省令制定時、MNO 4 者は周波数の割当てを受けて自らネットワークを運用する事業者であり、競争への影響が少ないとは考えられないこと、その特定関係法人はMNO 4 者における潜脱を防止する必要性から競争への影響が少ないとは考えられないこと、特定のMVNOは利用者の数が100万を超える事業者であり競争への影響が少ないとは言えないと考えられたため。

(2) 令和5年省令改正（競争WG2023を踏まえた、MVNOの基準見直し）

- MVNOに関する基準の割合を0.7%から4%に変更する制度改正を実施。
 - これは、競争WG2023において、MVNOの基準見直しを検討し、次のとおり取りまとめられことを踏まえた措置。
 - ・ 改正法施行時と比較してMVNOのMNOに対する相対的な競争力は低下しており※、通信市場における現時点での競争状況においては、MVNOの競争への影響は少ないと考えられること
- ※ MNOとMVNOとの契約者シェアについては、改正法施行の前後で比較すると、施行前はMVNOのシェアが年1.2%の伸びを見せていたが、施行後はほぼ横ばいとなっており、施行前の勢いはなくなっている。また、MNOの新料金プランの導入により、MVNOにおける従前の価格優位性が低下している。
- ・ 2022年7月の楽天モバイルの料金プラン改定が他の事業者の事業戦略に一定の影響を与えたことを踏まえれば、MVNOであっても、その改定当時の楽天モバイルの契約者数（約500万人）程度の契約者を有する場合は、事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少なくないとも考えられること
 - ・ MVNOの指定対象範囲を4%（約500万人相当）とすることが適当
- 他方、MNOについては基準を変更していない。

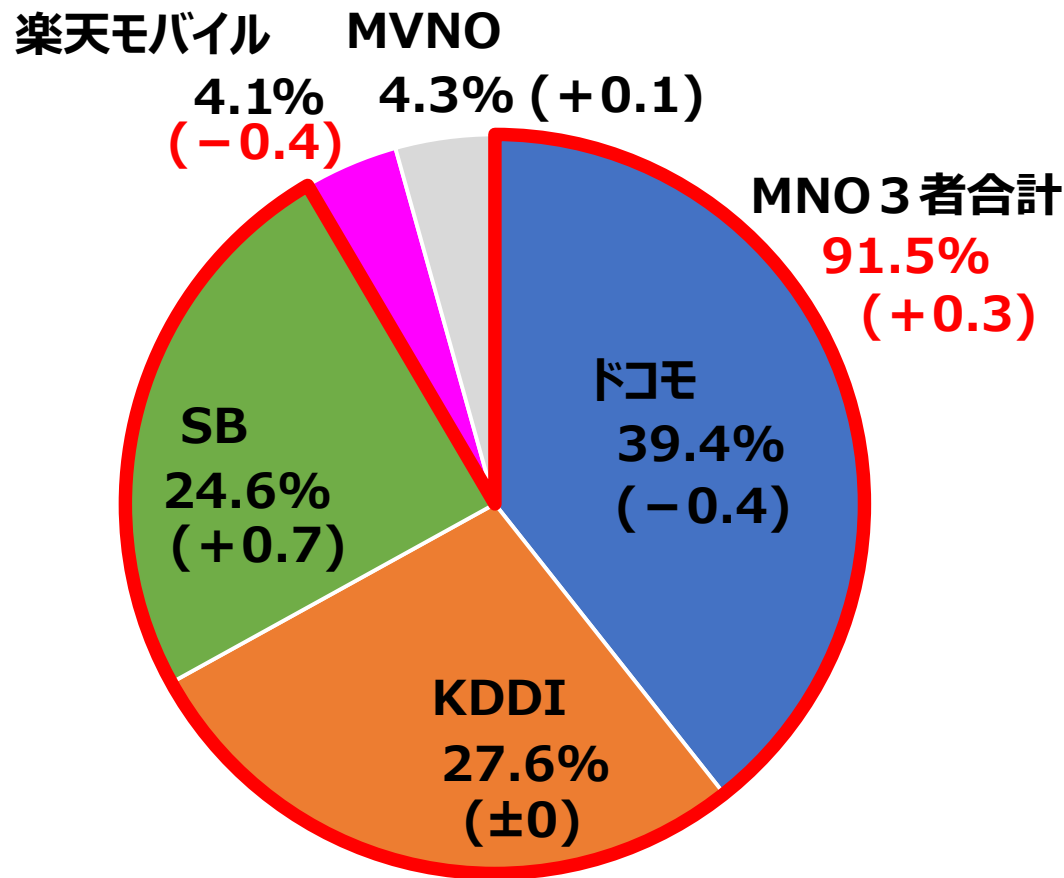
● 規制の対象事業者の見直し (令和5年省令改正施行済)

MNO	MVNO	
	MNOの特定関係法人	独立系MVNO
<ul style="list-style-type: none"> NTTドコモ 	<ul style="list-style-type: none"> NTTコミュニケーションズ NTTビジネスソリューションズ NTTPCコミュニケーションズ NTT BP NTTメテアサプライ NTTリミテッド・ジャパン ドコモCS 	<p>シェアの基準を 0.7%⇒4%</p> <p> <ul style="list-style-type: none"> IIJ オプテージ  対象外 </p> <p>  計28社 (施行前は計30社) </p>
<ul style="list-style-type: none"> KDDI 沖縄セルラー電話 UQコミュニケーションズ 	<ul style="list-style-type: none"> ジェイコム地域会社(11社)※ ソラコム 中部テレコミュニケーション ビッグロープ 	
<ul style="list-style-type: none"> ソフトバンク 		
<ul style="list-style-type: none"> 楽天モバイル 	<ul style="list-style-type: none"> 楽天コミュニケーションズ 	

※ 大分ケーブルテレコム、ケーブルネット下関、ジェイコムウエスト、ジェイコム九州、ジェイコム埼玉・東日本、ジェイコム札幌、ジェイコム湘南・神奈川、ジェイコム千葉、ジェイコム東京、土浦ケーブルテレビ、横浜ケーブルビジョン

- ドコモ・KDDI・ソフトバンクのMNO 3者の合計シェアは90%超。MNO 3者の合計シェアは2022年度に拡大。
- 楽天モバイルとMVNOのシェアは約4%。また、楽天モバイルのシェアは2022年度に縮小。

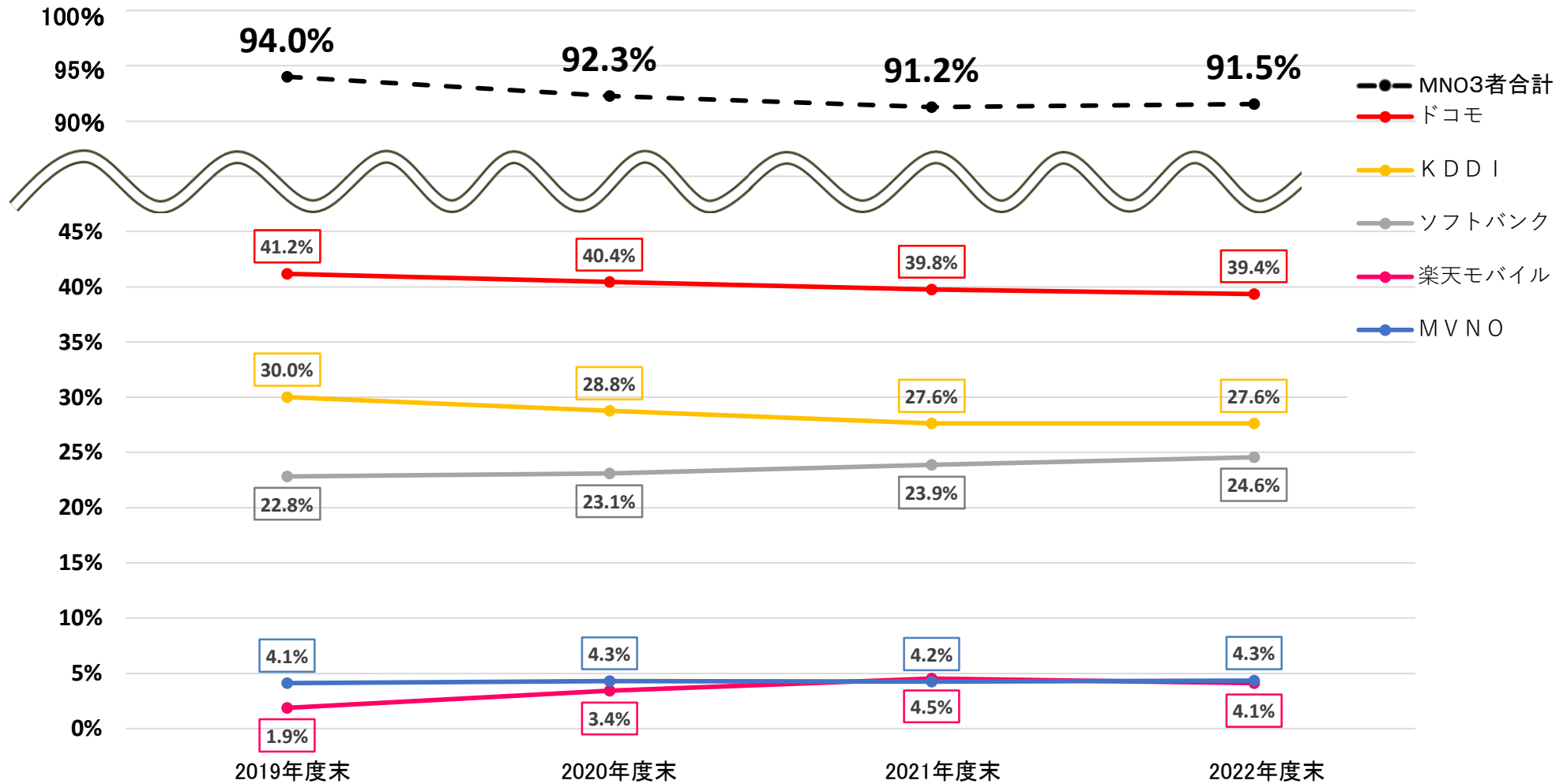
● 2022年度（2021年度末との差）の事業者シェア



注1 移動電気通信役務の契約に係るもの 注2 KDDIは沖縄セルラー電話・UQコミュニケーションズを含む。

出典：電気通信事業報告規則及び報告徴収に基づく報告

●事業者シェアの推移

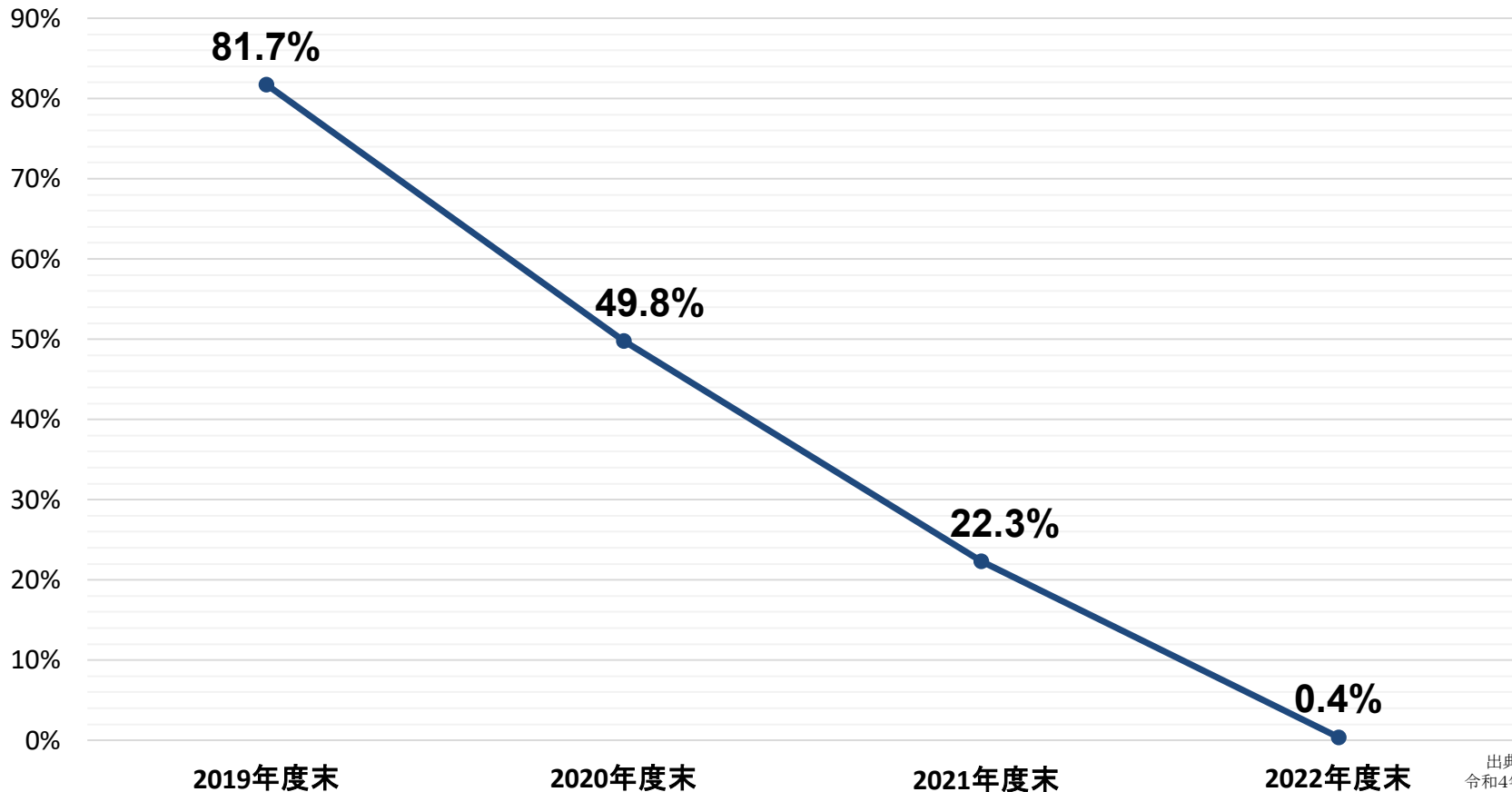


注1 移動電気通信役務の契約に係るもの 注2 KDDIは沖縄セルラー電話・UQコミュニケーションズを含む。

出典：電気通信事業報告規則及び報告徴収に基づく報告

- 従来、販売端末に対し、自社の周波数を用いたネットワーク以外を利用できないようにするSIMロックが一般的であったが、**2021年8月、SIMロックガイドラインを改正し、2021年10月以降発売の新端末については、SIMロックを原則禁止。**
※ ただし、経過措置として、2021年9月30日以前に発売された端末は、2023年9月末まで、改正前のガイドラインの要件を満たした場合に、SIMロックの設定が認められていた。
- **MNO 4 者の販売端末のSIMロック端末の割合は、ガイドライン改正前の2019年度末では約81.7%であったが、2022年度末では約0.4%となり、MNO 4 者の販売端末はほぼ全てがSIMロック解除されている。**
※ 2023年10月以降は経過措置がなくなることから、0%となる予定。

● MNO 4 者の販売端末に占めるSIMロック端末の割合



対策：新規参入事業者の通信サービスを気軽に体験できる環境の実現

現状

- 利用者としても新規参入事業者の通信サービスへの乗換えには不安があり“きっかけ”がないと試せない
- チャレンジャーである当社も規律対象であり顧客獲得に向けた効果的な施策が打てず3MNOの寡占が継続

目指すべき方向

- 気軽に新規参入事業者の通信サービスを試せる環境により、市場の競争が活発化
- 魅力的なプランやサービスの登場により、利用者の日々の生活がより豊かに

対策

チャレンジングな施策により利用者が新規参入事業者の通信サービスを気軽に体験できる環境の実現

実現の例

- 規律対象について、MNO・MVNOを区別せず、「公正競争の促進」を目的とする第二種指定電気通信設備制度を参考に基準を設定することで、新規参入事業者が市場に一定程度影響を与えうるまで柔軟な施策が可能となる

改正後(2023.12.27~)

✓ MNOとMVNOを区別し基準を設定

対象 MNO
全ての事業者

対象 MVNO
シェア4%以上



目指すべき方向

✓ MNO・MVNOの区別なく基準を統一

対象 MNO・MVNO
シェア10%以上
(第二種指定事業者相当)

(参考) 実現した場合の当社における施策方針 (1/2)

規律緩和後の施策方針

➢ 新規顧客獲得に向けて当社の通信サービスを試していただくための施策を実施。
 なお、過去にモバイル市場で問題視されたような第27条の3の趣旨にそぐわない施策は実施しない。

規律の趣旨

通信料金収入を原資とする過度な端末値引き等の誘引に頼った競争慣行を根絶

期間拘束契約や高額な違約金等により、事業者・料金プランの乗換え障壁を是正

実施したい 施策	新規顧客獲得に向けた通信サービスのお試し施策
	新規契約者向けに、通信サービスを体験いただく施策や体験しようと思っただけのための施策 等

(参考) 実現した場合の当社における施策方針 (2/2)

実施したい施策の例	過度な端末値引き等の観点	乗換え障壁の観点
<ul style="list-style-type: none"> 30日間有効の無料お試しSIMをエリア限定で配布 6ヵ月間の通信サービス無償体験または全額ポイントバック 新規契約者限定で合計3万円分のポイント付与 	<p>利益提供の額は改正後の通信料金と端末代金の分離規律で認められる範囲を大幅に超えるものでない</p>	<p>利益提供がなされる期間は改正後の継続利用割引規律で認められる範囲を大幅に超えるものでない</p>

(参考) クープマンの目標値

- 市場における各企業のシェアが持つ意味合いに注目し、市場シェアの目標値を定めた「クープマンの目標値」によれば、第二種指定事業者相当（シェア10%以上）を対象とした場合でも、市場認知シェア（10.9%）を下回る

クープマンの目標値		
独占的市場シェア	73.9%	独占的寡占状態
安定的トップシェア	41.7%	業界における優位な地位を確保
市場影響シェア	26.1%	市場に影響力を有する
並列的競争シェア	19.3%	複数企業で拮抗する競争状態
市場認知シェア	10.9%	生活者に純粹想起される
市場存在シェア	6.8%	市場において存在が許される最低レベル
市場橋頭保シェア	2.8%	市場参入への足がかりを得た状況

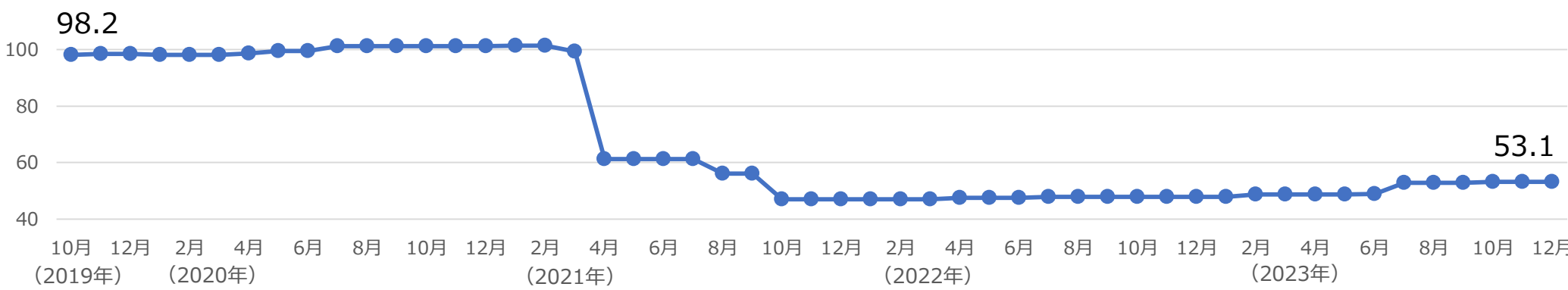
参照：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 (<https://www.murc.jp/library/terms/ka/koopman/>)
GMOリサーチ株式会社 (<https://gmo-research.jp/research-column/market-share>)

- 通信料金(携帯電話)の消費者物価指数について、
 - ・ 改正電気通信事業法施行時(2019年10月1日)と比較すると、大きく下落しているが、
 - ・ 直近では、上昇傾向であり、2年間で約13.0%、1年間で約11.0%上昇(上昇の寄与度も大きい)。

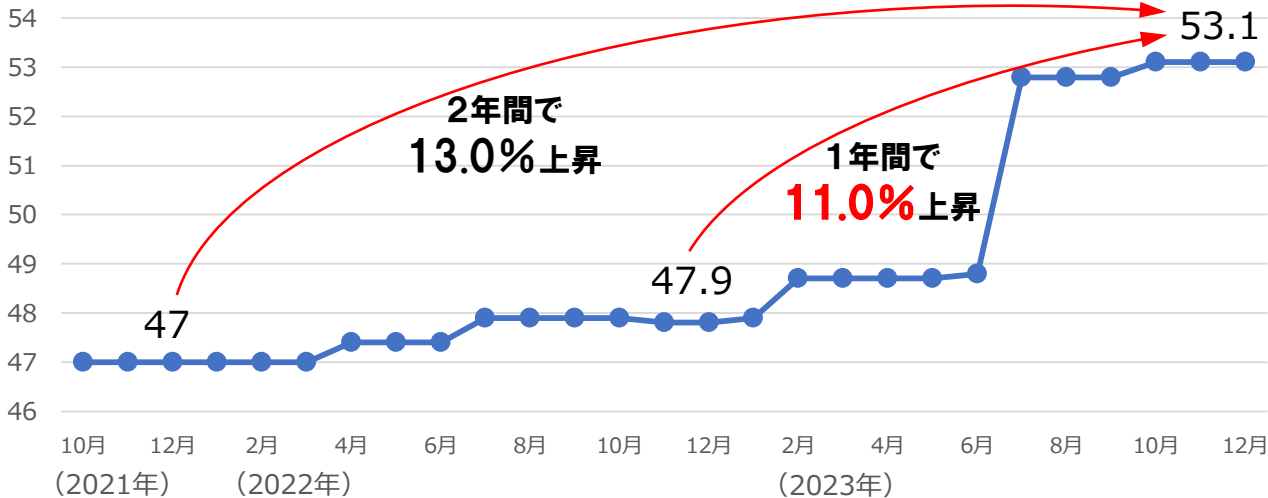
●通信料金(携帯電話)の消費者物価指数

※2020年平均を100とした場合の指数

◎2019年10月～2023年12月の推移



◎2021年10月～2023年12月の推移



◎消費者物価指数2023年12月分

[総合指数の前年同月比に寄与した主な内訳]

10大費目	中分類、前年同月比(寄与度)	品目、前年同月比(寄与度)
上昇		
食料	生鮮野菜 15.5%(0.27)ねぎ 36.5%(0.05) など
	調理食品 7.0%(0.26)調理カレー 14.7%(0.02) など
	菓子類 9.0%(0.22)アイスクリーム 11.3%(0.04) など
	外食 3.6%(0.17)フライドチキン(外食) 19.2%(0.03) など
	乳卵類 13.0%(0.17)鶏卵 21.9%(0.06) など
	穀類 7.4%(0.16)食パン 7.5%(0.03) など
	生鮮果物 14.6%(0.14)りんご 30.5%(0.05) など
住居	設備修繕・維持 3.4%(0.12)火災・地震保険料 2.8%(0.02) など
家具・家事用品	家事用消耗品 12.6%(0.14)トイレットペーパー 16.6%(0.02) など
交通・通信	自動車等関係費 2.2%(0.19)ガソリン 4.5%(0.10) など
	通信 4.8%(0.15)通信料(携帯電話) 11.0%(0.14) など
教養娯楽	教養娯楽サービス 10.5%(0.53)宿泊料 59.0%(0.43) など
	教養娯楽用品 4.8%(0.10)ペットフード(キャットフード) 25.8%(0.03) など

他事業者への乗換え・同一事業者内でのブランド等変更に係る手数料

○ 他事業者への乗換え費用について、ドコモ・KDDI・SBは店頭手続の費用を3000円から3500円に上昇。楽天モバイルは0円。また、KDDIは、唯一、オンライン手続の費用を徴収（3500円）。

① 他事業者への乗換え費用		2020年末頃まで		2023年春まで		現在	
		店頭	オンライン	店頭	オンライン	店頭	オンライン
合計費用 (円)		6000	・基本 6000 ・ドコモ関連 3000	・基本 3000 ・楽天モバイル乗換え 0	・基本 0 ・KDDI (povo除く) 乗換え 3000	・基本 3500 ・楽天モバイル乗換え 0	・基本 0 ・KDDI (povo除く) 乗換え 3500
乗換え 元に支払う 費用 (円)	ドコモ	3000	0	<u>0</u>	0	0	0
	KDDI	3000	3000	<u>0</u>	<u>0</u>	0	0
	SB	3000	3000	<u>0</u>	<u>0</u>	0	0
	楽天モバイル	3000	3000	<u>0</u>	<u>0</u>	0	0
乗換え 先に支払う 費用 (円)	ドコモ	3000	0	3000	0	3500 *	0
	KDDI (povo除く)	3000	3000	3000	3000	3500	3500
	KDDI (povo)	/		×	0	×	0
	SB (LINEMO除く)	3000	3000	3000	<u>0</u>	3500	0
	SB (LINEMO)	/		×	0	×	0
楽天モバイル	3000	3000	<u>0</u>	<u>0</u>	0	0	

② 同一事業者内でブランド等の変更費用		2020年末頃まで		2023年春まで		現在	
		店頭	オンライン	店頭	オンライン	店頭	オンライン
費用 (円)		6000	6000	・基本 0 ・ahamo 3000 *	0	・基本 0 ・ahamo 3000 *	0
ドコモ	⇨ ahamo	/		3000*	0	3000*	0
KDDI	⇨ UQmobile	6000	6000	<u>0</u>	<u>0</u>	0	0
	⇨ povo	/		×	0	×	0
SB	⇨ Y!mobile	6000	6000	<u>0</u>	<u>0</u>	0	0
	⇨ LINEMO	/		×	0	×	0
楽天モバイル		/		/		/	

※ オンライン専用プランであるahamoの手続サポートを店頭で行う場合は、手数料の代わりに手続サポート費用が3000円かかる 費用は全て税抜 出典：各社HP

- 2019年の基準制定時、MNOは、販売端末に対し、自社の周波数を用いたネットワーク以外を利用できないようにする、SIMロックをかけており、周波数の割当てを受けて自らネットワークを運用することが、端末販売を誘因とする移動通信役務の競争に与える影響が大きかった。
他方、2021年ガイドライン改正により、2021年10月をもって、SIMロックが原則廃止されたことにより、周波数の割当てを受けて自らネットワークを運用することが競争に与える影響は低下していると考えられる。
- このような状況を踏まえれば、指定事業者の範囲について、MNOについても、周波数の割当てを受けていることのみをもって判断するのではなく、利用者数のシェアが相対的に小さいものは、寡占市場の形成を抑制し、適正な競争関係を確保するため、適用除外とすることを検討することは一定の妥当性があると考えられることから、指定対象事業者の見直しについて、キャリア、MVNOへヒアリングを行うこととする。

● ヒアリング項目案

- ① 指定対象事業者の基準について、MNO・MVNO共通の閾値を設けることについてどのように考えるか。
- ② 指定対象事業者の閾値を、他の例にならば、例えば、10%、25%に変更することについてどのように考えるか。
- ③ また、②の基準に変更する場合に留意すべき点はあるか。

目次

1 これまでの主な意見

2 今後の検討の進め方

(1) 中古端末を含む端末市場の更なる活性化のための対策

- ・ ネットワーク利用制限
- ・ 端末の下取りサービス
- ・ 不良在庫端末特例
- ・ ミリ波対応端末

(2) 競争を一層促進させるための実効性の高い対策

- ・ 指定対象事業者の見直し

(3) その他モバイル市場の競争促進に資する対策

【対象役務(通信モジュール)】

- 電気通信事業法第27条の3では、移動系のサービスのうち、「**適正な競争関係を確保する必要がある**」サービスを規制対象として告示で指定しているところ、**携帯電話サービス等と競争環境が異なり潜脱的な行為のおそれがないサービスは規制対象から除外**することとしており、**通信モジュール向けの通信サービスは規制対象から除外**されている。
 - この点、一般的に、**通信モジュール向けの通信サービスとは、利用者の端末設備に提供される主たる機能、使用する場所・場面等が相当程度特定されているもの等**と考えられるところ、**現行告示は、通信モジュール向けの通信サービスを「機能が限定的」なものとしているため※、使用する場所・場面等が相当程度特定されていても、機能が限定的でないものは規律の対象と解釈されるおそれがある。**(例えば、コネクテッドカーの通信モジュールに車内WiFi機能が付与されているもの)
- ※役務指定告示(令和元年総務省告示第166号)
- 次に掲げる電気通信役務は、前項の電気通信役務から除くものとする。
 - 一～四 (略)
 - 五 特定の用途に対応するため機能が限定的で拡張性がない移動端末設備向けの電気通信役務であって、専らデータ伝送役務(従としてその利用の態様が著しく制限された音声伝送役務が付加されているものを含む。)として提供されるもの
- また、令和5年省令改正により、いわゆる白ロム割が規制対象となり、割引上限規制は原則4万円とされている。

通信モジュールは事業法第27条の3等の規律の対象外
 一方で、様々なIoTデバイスがインターネットにつながり多様な用途での利用が広がる中
通信モジュールの機能によって規律対象・対象外の判断が変わる仕組みは見直しが必要

例) 車載モジュール

通信モジュールに該当

- ①センター通信(地図の更新等)のみ



通信モジュールに該当せず事業法27条の3の規律対象?

- ②車内Wi-Fi(テザリング)が可能(最近のコネクテッドカー)



コネクテッドサービス(役務)の加入を条件としたら、カーナビや車の値引きが4万円まで?

通信モジュールは機能の有無により規律対象・対象外の判断を行うのではなく、一律、本規制の対象外とすべき

- 現行の役務指定告示では、「通信モジュール向けの通信サービス」の定義を「機能が限定的」なものにしているが、通信モジュール向けの通信サービスのうち、使用する場所・場面等が相当程度特定されている場合（例えば、コネクテッドカーの通信モジュールに車内WiFi機能が付与されているもの）、携帯電話サービス等と競争環境が異なり潜脱的な行為のおそれがないサービスとも考えられる。
- このため、通信モジュールの指定対象役務の除外について、キャリア、MVNOへヒアリングを行うこととする。

● ヒアリング項目案

- ① 通信モジュール向けの通信サービスに関して、使用する場所・場面等が相当程度特定されている場合は指定対象役務から除外することについてどのように考えるか。

【3Gマイグレ】

- 令和5年省令改正で継続利用割引の規律対象を「契約時点において『将来の』継続利用に応じた割引を行うことを約すること」に変更したことにより、自社の旧プランに入っていたことを条件とする新プランへの移行に係る通信料金割引が可能となった。
- この点、自社の3Gプランから4G・5Gプランへの移行に係る通信料金割引は、自社の旧プランから新プランへのプラン移行に係る通信料金割引の一つであると考えられる。
- このため、たしかに、現に3Gプランを継続している事業者は当該3Gプランから4G・5Gプランへの移行に係る通信料金割引を実施することは可能であるが、これは他の指定対象事業者が実施する旧プランから新プランへのプラン移行に係る通信料金割引と同義の施策であると考えられる。
- 以上を踏まえると、令和5年省令改正に伴う継続利用割引緩和の恩恵は、3Gプランを継続している事業者のみが受けるものではなく、他の指定対象事業者も同様に受けることが可能であることから、公正競争上の問題が生じているとは考えられない。

3G契約者の移行先事業者の選択肢を拡大・移行促進を図り 公正な競争環境を整備することを目的として

3Gサービス非提供事業者においても通信料割引の実施を可能とする措置の追加が必要

例) 3G契約者を対象とした移行施策の場合

	3Gサービス提供事業者	3Gサービス非提供・提供終了事業者
端末割引 (特例による0円提供)	<input type="radio"/> 特例により提供可	<input type="radio"/> 特例により提供可
通信料割引	<input type="radio"/> 提供可	<input checked="" type="radio"/> 提供不可

新規契約を条件とした通信料割引となりガイドライン違反

お客様の移行先事業者の選択肢が実質的に制限され、公正競争観点でも問題

